

第4章 保存活用の現状と課題

1. 保存管理の現状と課題

- ・山林部分は散策路や飛石、景石、水路があるものの、地盤沈下や倒木や土砂、落ち葉やコケの増殖等により本来の姿が不明瞭になっている。また、倒木は庭園のき損を生じさせる原因ともなることから、防災面、景観面、活用面を考慮し、適切な回復が求められる。
- ・山林及び庭園の高木及び中低木の過大な成長や雑木の繁茂により、眺望が阻害されているため、維持管理のための剪定が必要と考えられる。
- ・雑草の増殖や雑木の繁茂により水はけや日当りに支障があり、コケが育ちにくい状態となっている。
- ・高木の多くを占めるモミジは、約95%が健全度に問題がある。コケ類により幹からの光合成が阻害され、育成不良により枝枯れ、枯損に至る恐れがあることから、早期の樹勢回復が求められる。
- ・作庭当初の水系が不明あるいは不全である。池は泥砂や枯葉が堆積し、溪流は土砂に埋没、さらには雑木の繁茂により滝口が荒廃しており、本来の姿が失われている。掘削、清掃等による回復が求められる。
- ・「九年庵」の由来となった茶室は、現地では本来の姿を留めておらず、跡のみが残っている。部材が物置に保管されているが、近年物置の劣化が進行し、茶室の部材の腐食も懸念される。
- ・建物は、水はけが悪く、特に床板・根太・大引等床組の腐朽が進んでおり環境面からの回復が求められる。
- ・表玄関、表玄関北の二畳二間、北居間北側増築部分の明治25年(1892)建立当初の姿を遡及できる痕跡が見つからなかったことから、修理時等に復原考察を整理しておくことが必要である。

2. 活用の現状と課題

- ・山林の散策路の落下防止柵が腐朽しており、安全面、景観面に配慮した取り替えが求められる。
- ・庭園の飛石は苔の着生や踏圧によって高さが不揃いになり、歩きにくくなっていることから、回復が求められる。
- ・公開機会は年2回の一般公開のみと限定的であり、観光客や地域の人々が気軽に見学できる状況ではない。また、一般公開時も含め、建物内の活用は実施していない。
- ・現在の一般公開の主出入口としている屏中門が来訪者にとってわかりやすい門構えとなっていない。
- ・一般公開時は、苔等の保護を図るため、仮設の来訪者動線を設けている。本来の園路、散策路の動線は飛石の埋没、雑草の繁茂、土砂の堆積、倒木等により、立入が困難な箇所があり、苔等を保護しながら、うまく活用できていない場所がある。
- ・九年庵に隣接する道は仁比山神社の参道(私道)であり、参詣者に配慮した活用のあり方が求められる。
- ・申請に基づく取材等には対応しているが、大型または大量の機材搬入を伴う活動、三脚を使った写真撮影等は禁止しており、活用可能な内容の自由度が乏しい状況である。
- ・周辺にある多数の指定・未指定の文化財との連携した取組が不足している。
- ・価値を伝えるパンフレットや説明板等が乏しく、一部古いものはあるが、情報が更新されていない。

3. 防災の現状と課題

- ・山林部に倒木が放置されている箇所が見られ、庭園内への影響が懸念される。
- ・庭園の高木の衰弱が見られ、倒木の危険性がある。
- ・庭園内の水系が不全になっており、大雨等の際に氾濫の危険性がある。
- ・消防設備、防犯設備が十分に整備されていない。

- ・名勝指定範囲の境界部にはイノシシ防護柵を設置しているものの、石組のき損、苔の掘り返し等の被害もみられる。
- ・建物は、耐震診断結果より、現状では極めて稀に発生する地震動時に倒壊する危険性がある。中でも九年庵建設当初からの建物である南側の客間部分と佛間部分の耐震性能が低く、耐震補強が必要と考えられる。
- ・建物の耐震要素の配置バランスが悪く、偏心等を考慮した耐震計画が必要である。
- ・地域と連携した見回り活動や防災訓練を実施しておらず、非常時の対応が共有されていない。

4. 整備の現状と課題

- ・周辺にトイレが設置されているものの、あまり利用されていない。
- ・利用できる給排水設備、防災・防犯設備がない。特に給排水管は九年庵の敷地前まで整備されておらず、浄化槽整備、埋設管接続工事の検討が必要であるが、九年庵の敷地が接する道は私道であり、調整が必要である。
- ・電気設備は経年劣化しており、漏電の危険性があるため、利用できる状態となっていない。
- ・庭園内には接道がなく、園内にも大きな通路がないため、重機等の搬出入には制限がある。

5. 運営体制の現状と課題

- ・これまでの間、仁比山神社宮司に管理を委嘱してきたが、十分な情報共有が図られておらず、歴史や地域のことを良く知る人物も少なくなっており、後継者を育成していく必要がある。
- ・近年の整備工事の立合い等も管理人が行ってきたが、専門的な監理、監督者の配置が求められる。
- ・一般公開は県直営で実施してきており、地域との連携を意識した取り組み方も必要である。
- ・また、一般公開に係る実施要項やその他の申し込みによる公開（公務視察、学術視察等）を含む公開取扱要領を作成しているが、今後の活用に向けた要領の見直し、更新を行うとともに、関係者間で共有しやすいよう、わかりやすさに配慮した整理が求められる。

表4-1 モミジの外観健全度（令和3年（2021）度調査）

評価		本数
評価1	良好	7
評価2	やや不良・樹勢回復処置が必要	21
評価3	不良・撤去又は樹勢回復が必要	117
合計		145

樹木の状態 モミジ



蘇苔類の着生が著しい
樹勢は衰退傾向にある
根株・幹心材及び辺材腐朽あり



樹木の状態 モミジ



蘇苔類の着生が著しい
ウメノキゴケ等により樹勢衰退
枝枯れが進行



樹木の状態 シイノキ



腐朽菌（コフキタケ類）の着生
根株・幹心材腐朽進行中
倒木に至る可能性が高い



樹木の状態 ツツジ類（特にクルメツツジの系統）



蘇苔類の着生が著しい
ウメノキゴケ着生による枝枯れ
樹勢は衰退傾向にある



樹木の状態 ツツジ



ウメノキゴケ等により樹勢衰退
枝枯れが進行

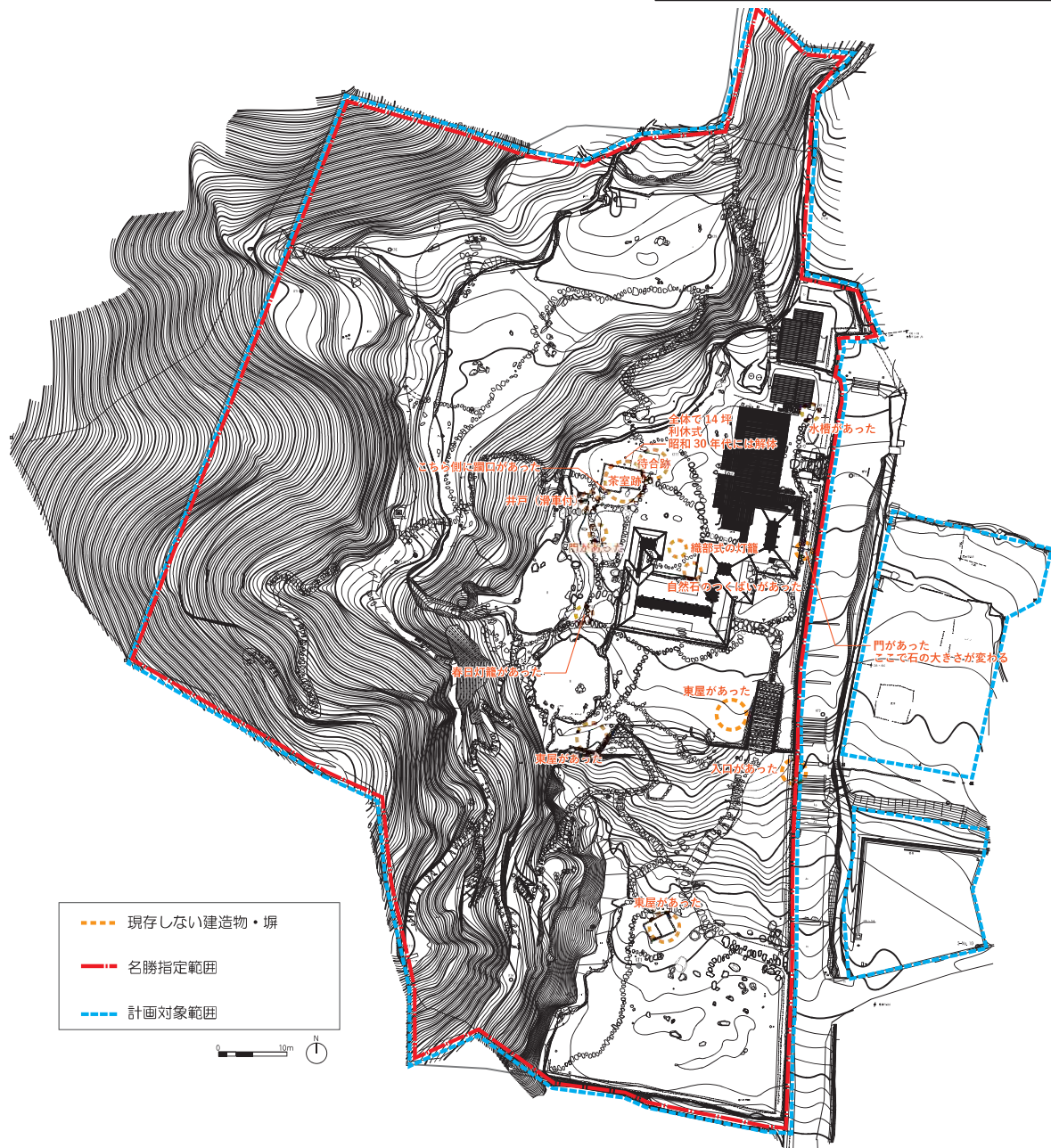


図4-2 庭園内にあった建造物等（仁比山神社宮司への聞き取り調査を基に作成）



図4-3 一般公開の様子（平成29年（2017））



図4-4 一般公開の様子（平成29年（2017））

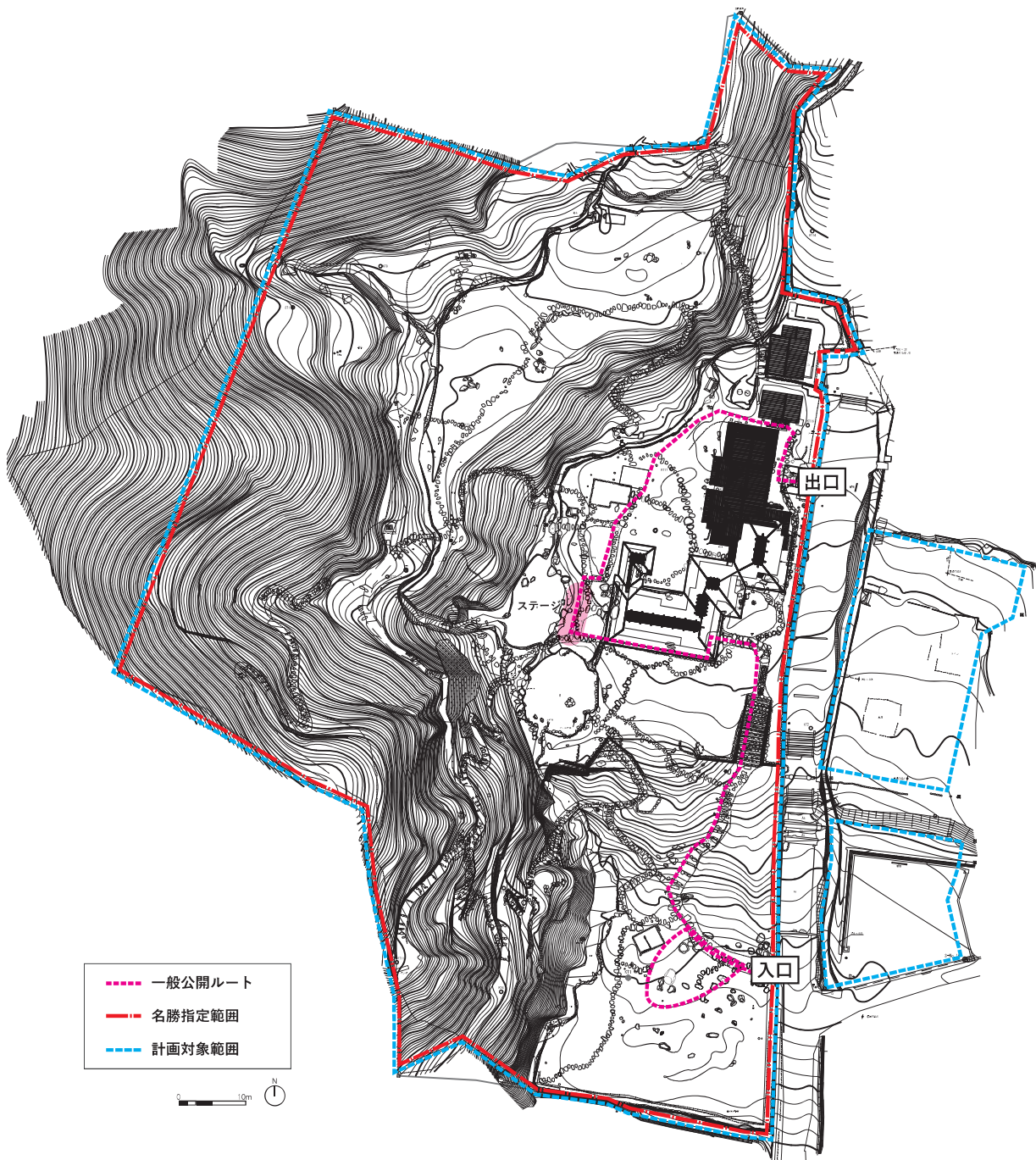


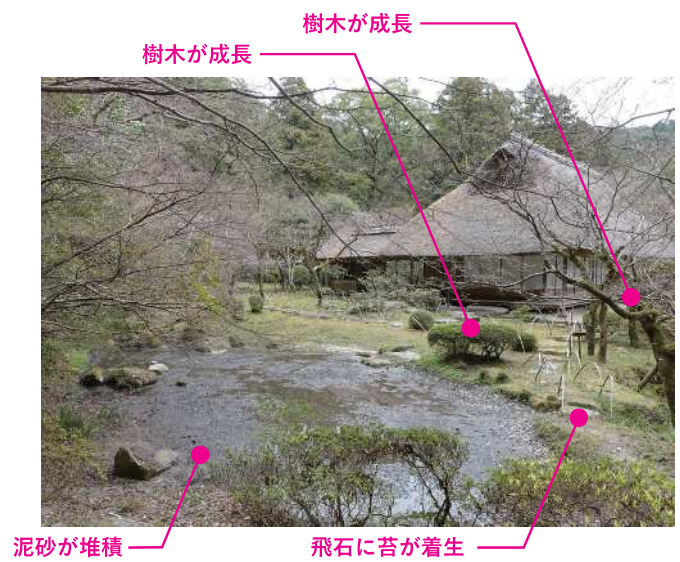
図4-5 一般公開ルート

●写真による経年の比較

昭和48年(1973)



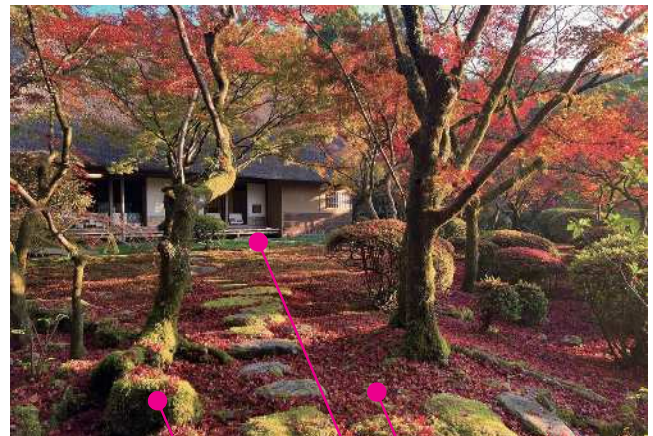
令和4年(2022)現在



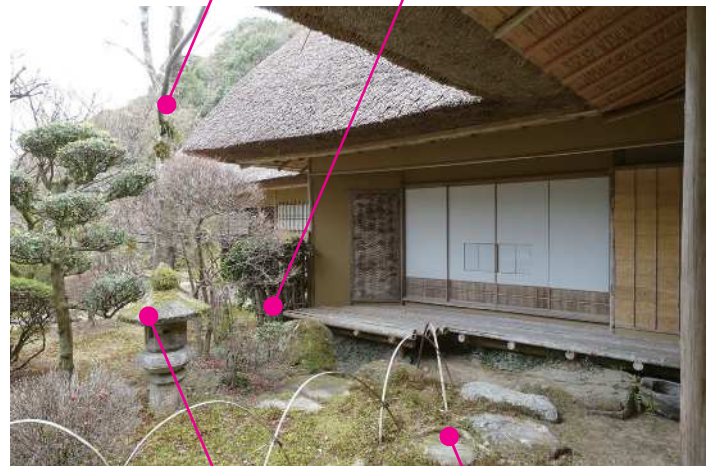
昭和48年(1973)



令和4年(2022)現在



苔が着生
地盤面が上昇
樹木が滅失



樹木が成長
筧がない

苔が着生
苔が着生



樹木が生育
樹木が成長

昭和48年(1973)



令和4年(2022) 現在



樹木が成長

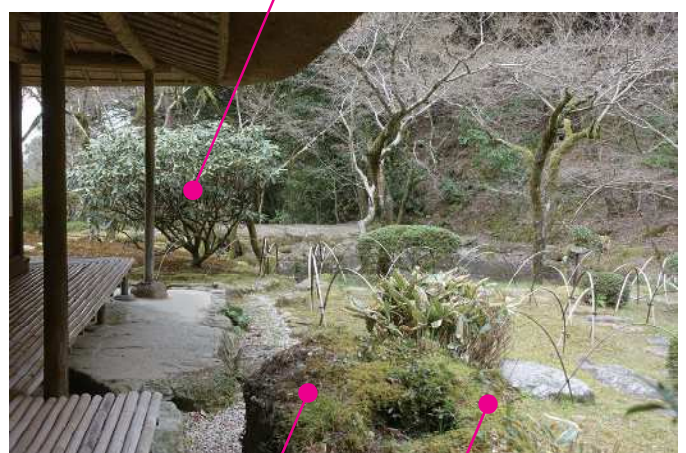
飛石に苔が着生



樹木が成長

樹木が成長

飛石に苔が着生



樹木が成長

苔が着生

水、笥、樹木がない

平成2年(1990)



令和4年(2022) 現在



第5章 保存活用の基本方針

本章では、第3章及び第4章を踏まえ、課題解決に向けた保存活用に関する基本方針を整理する。

○九年庵の価値を維持し、継承するために、山林、庭園、建物のそれぞれの区域において、名勝の本質的価値を構成する諸要素を守り、指定地内に存在するその他の諸要素については、本質的価値を構成する諸要素に準じて管理を行う。

○本質的価値の保存を前提として、名勝の公開活用を段階的に推進する。九年庵を訪れるすべての人が名勝の価値及び庭園周辺も含めた地域の歴史背景について理解を深めることのできる環境を創出・維持することで、交流人口の増加を図り、その価値の継承に努める。

○来訪者及び活用者の利用のしやすさに配慮し、必要な設備等については指定地外の周辺敷地も含めて整備を検討する。

○災害への備えを強化し、災害によってき損が生じた場合には、早急に復旧できる体制を整える。

○持続可能な運営体制を検討し、運営の効率化及び利用者サービスの向上に努めるとともに、造園や建物の専門的な助言を得ながら適切かつ円滑な管理を推進できる専門家や専門技術者との連携体制を構築する。

第6章 保存管理

1. 方向性

第5章の基本方針を踏まえ、本章では、堅実な価値の継承を進めていくための、保存管理の方向性について述べる。なお、保存、活用、整備、調査は、佐賀県地域交流部文化・観光局文化課において必要な体制を確保する。（詳細は第10章で記載する）

歴史の重層性の継承

九年庵は、不動院・地藏院跡を中心とする土地を基盤として、佐賀県の実業家伊丹氏が別荘（書院）の建築、茶室と庭園の築造を行ったものである。その後、時代が移り変わる中でも大きな骨格は変わることなく、倉田氏や佐賀県といった各時代の所有者が庭園や建物に手を加えながら維持管理を行い、今日まで継承してきた。

したがって、今日見られる近代庭園の姿に磨き上げ、完成したといえる倉田氏時代の当初の姿を基本として、調査によって寺院時代や伊丹氏時代の姿が明らかとなった要素や部分部位については、歴史の重層性を適切に評価しながら、保存管理を行っていく。

歴史的背景や活用に共調した維持管理の推進

九年庵は、地域の近代化に尽力した大実業家である伊丹氏により築造され、同じく大実業家で月星ゴムの創始者である倉田氏によって手が加えられ、県が取得するまでの間、維持されてきた。伊丹氏の時代には大隈重信歓迎会が開催されるなど社交の場として利用され、倉田氏時代には料理人を雇って商談を行っていたなど、人々をもてなす場として利用されてきた歴史がある。

県管理となってから実施してきた年間2回の一般公開でも例年多くの人々が九年庵を訪れている。また、一般公開時には出店を設けてイベントを盛り上げる地域の人々もおり、来訪者だけでなく地域の人々も惹きつけている。

今後、より一層、人の目や手に触れ、使ってもらい、より多くの人々の理解や関心を得ることで、将来にわたって継承を図ることが大切である。九年庵を磨き上げた実業家たちをはじめ、多くの人々に親しまれてきた歴史を踏まえ、よりオープンで多様な活用を想定しつつ、九年庵にとって必要なメンテナンスや養生といったサイクルを重視し、活用に共調した堅実な維持管理を推進していく。

庭園、建物、山林、自然が調和した空間の一体的な保存

九年庵は、石垣と石段で上下二段に区切られる旧塔頭の敷地を利用したもので、急崖の山林、神社参道に接するとともに、遠く筑後平野に向い広く開けた眺望を有する。このような空間特性をもつ敷地に、明治期の数寄屋建築の特色を有する書院、山裾の流れを取り入れた池庭、平庭を巧みに配し、山林には庭園や建物の眺望を楽しむことができる園路が巡っているなど、山林、庭園、建物と周囲の自然が一体となって特徴的な空間を創出し、継承してきた。したがって、庭園のみならず、山林、建物そして周囲の自然を一体と捉え、保存管理を行っていく。

2. 保存管理の方法

(1) 地区区分に応じた保存管理の目標

第3章で設定した各地区区分について、以下の通り保存管理の目標を設定する。

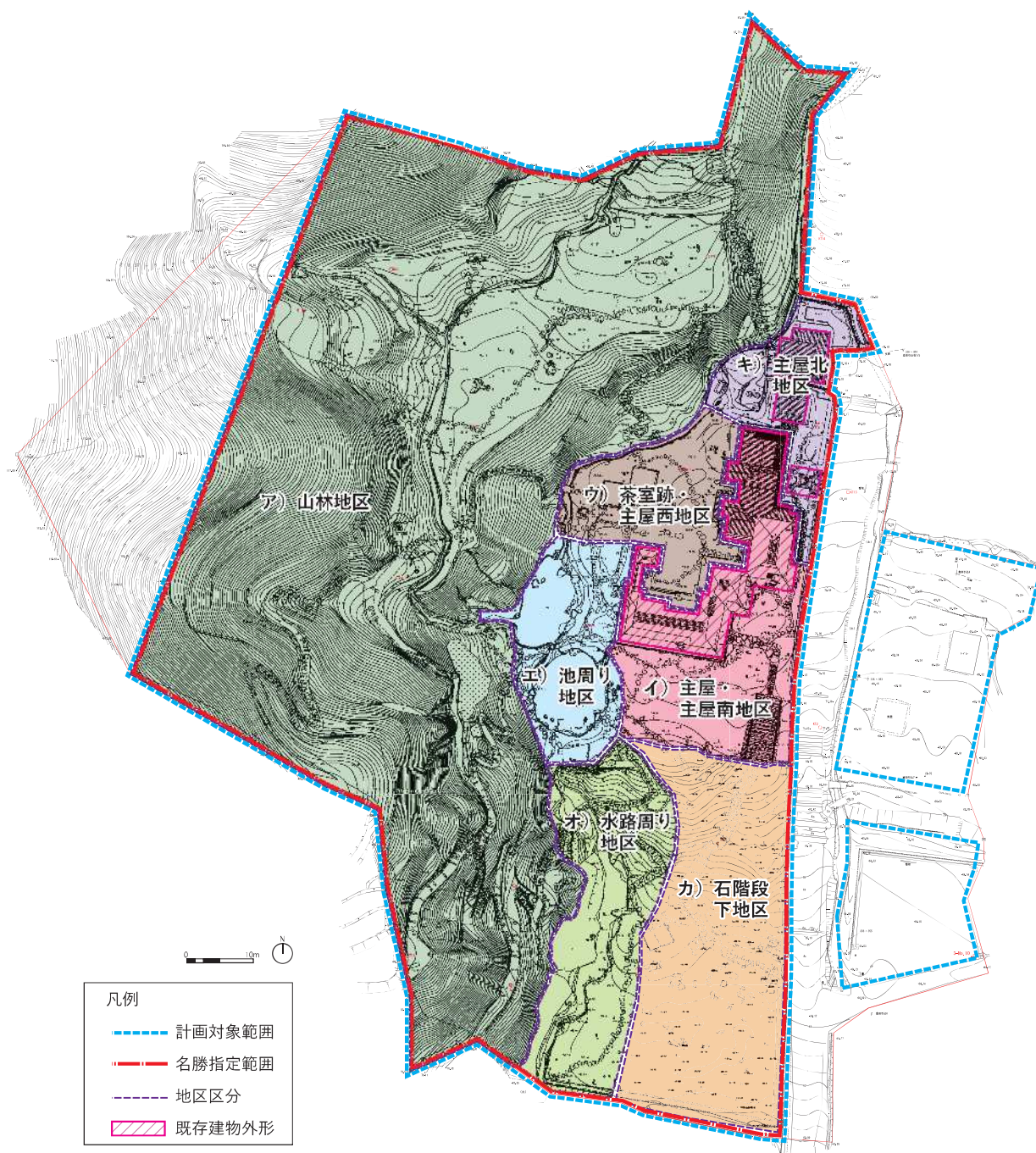


図6-1-1 地区区分 (図3-3-1再掲)

1) 指定地内

ア) 山林地区

＜保存管理の目標＞

- ・建物や庭園の背景となる樹林の保全
- ・建物や庭園、筑後平野を望む散策路と視点場の回復

本地区は、指定地の境界に位置する斜面地であり、常緑樹を主体とした樹林地となっている。散策路や視点場も残るが、劣化していたり、倒木が見られるなど、利用の安全性が懸念される箇所や、樹木が繁茂し眺望を阻害している箇所もあることから、樹木の適切な維持管理により、建物や庭園の背景となる緑を保全する。あわせて、活用面や防災面に配慮し、散策路や視点場の回復を図っていく。

イ) 主屋・主屋南地区

＜保存管理の目標＞

- ・表玄関の前庭に相応しい格式ある景観の維持
- ・苔の広がる開放的な平庭の維持
- ・敷地の高低差を支える石垣、石階段の保全

本地区は、表玄関、客間、次の間、佛間に面している。表玄関に面した前庭は、飛石と低木を適切に維持管理し、格式ある景観を維持していく。佛間に面した前庭は、石灯籠や水琴窟などから構成されるアプローチ空間を維持する。一方、客間、次の間に面した庭は苔が広がる開放的な平庭を維持していく。また、高低差ある敷地を活かした庭園の景観を維持するため、石垣や石階段を保全していく。

ウ) 茶室跡・主屋西地区

＜保存管理の目標＞

- ・流れ手水や井筒、蹲踞等の保全と露地の空間性の確保
- ・茶室、待合の復元

本地区は、「九年庵」の扁額が掛けられた茶室や待合があった露地であり、門は失われているが、現在も茶室跡や待合跡が残るほか、流れ手水や井筒、蹲踞等も残っている。露地を構成する各要素の保全に取り組む。さらに、調査を推進し、部材が保管されている茶室、待合の復元を検討する。

エ) 池周り地区

＜保存管理の目標＞

- ・客間からの視線に対応した潤いある景観の回復
- ・滝口池泉護岸石組、景石等の保全、再生

本地区は、2つの池が位置し、その周囲を園路が巡っている。2つの池は客人をもてなす客間から見える景観を構成する主要な要素であり、浚渫、清掃や溪流の確保等により、水環境の再生を図ることで、潤いある景観の回復を目指す。過大に成長し、客間からの景観を遮っている樹木は適切な剪定を推進する。池と一体となって景観を構成している滝口池泉護岸石組や景石、飛石等もあわせて保全、再生していく。

オ) 水路周り地区

＜保存管理の目標＞

- ・流れのある水環境の再生
- ・水の存在が感じられる暗すぎない樹木密度の維持

本地区は、池から続く水路が存在する。水路の西側は山林の斜面、東側は低木を中心とした樹木や飛石の園路が存在する。現在は特別公開時でも人の立ち入りができなくなっており、低木も大きく成長し、

水の様子もわからない状態となっているため、流れのある水環境を再生するとともに、水の存在が感じられるよう、暗くなりすぎない樹木の密度の維持に取り組んでいく。

カ) 石階段下地区

＜保存管理の目標＞

- ・モミジを中心とした健全な樹木の育成
- ・斜面に沿ったアプローチ空間の維持
- ・東屋（四阿）の復元・整備

本地区は、屏中門から石階段下まで斜面に沿った石組・飛石の園路が続いており、モミジやツツジなどの樹木が多数存在する。ツツジ等の低木の繁茂により、飛石に沿った石組が隠れてしまっており、モミジ等樹木の衰退も多い。樹勢回復措置や育成環境の改善を図り、健全な樹木を育成し、園路とともに斜面に沿った回遊性の維持・向上を目指す。また、屏中門は、現状の公開活用時にエントランスとして位置付けているものの、来訪者には分かりにくいという課題がある。地藏院時代の痕跡や資料調査も行いつつ、公開活用に配慮した門の整備を検討していく。東屋跡に視点場としての東屋の復元・整備も検討する。

キ) 主屋北地区

＜保存管理の目標＞

- ・庭園や建物の公開活用を支援するサービスヤードとして維持
- ・便益機能を確保した管理しやすい場の創出

本地区は、主屋の奥側にあって庭園の主な視点場からの影響が少ない位置であり、物置やボイラー室も存在することから、庭園の価値を維持しつつも、公開活用のあり方を踏まえつつ、庭園管理に使用する道具や資材類を保管する収納庫や、管理人室など、便益機能を確保する場として創出していく。

2) 指定地外

九年庵及び周囲の景観に配慮しつつ、駐車場や便所、休憩所など、活用のための施設や防災のための設備等を整備可能な空間として確保する。

(2) 維持管理の方法

1) 構成要素ごとの維持管理の方法

山林・庭園の各構成要素については、各地区区分の保存管理の目標の実現に向けて、下記の方法で維持管理を行う。ただし、山林・庭園は複数の構成要素が関連しあっていることから、個別の取扱いについては、全体的な空間性を考慮した上で判断する。建造物については(3)に記載する。

表6-2-1 指定地内の山林・庭園の維持管理の方法

構成要素			地区区分						維持管理の方法	
			ア山林地区	イ主屋・主屋南地区	ウ茶室跡・主屋西地区	エ池周り地区	オ水路周り地区	カ石階段下地区		キ主屋北地区
A 本質的 価値を 構成する要素	地形・地割	石垣、石階段、平庭、前庭、露地、池庭、斜面地	○	○	○	○	○	○	○	・緩みやはらみ、石材劣化等に留意し、定期的な経過観察を行う。 ・石垣面の雑草、実生木は根の侵入が悪影響を及ぼすため、適切に除去する。また、石垣表面の苔の除去にあたっては遺構保護と庭園の景観全体のバランスに配慮しながら慎重に行う。
	石組、景石、敷石、石造物	飛石・敷石・捨石、灯籠、滝石組、池泉式護岸石組、景石、層塔、供養塔、手水、沓脱石、井筒、蹲踞、流れ手水、円形加工石	○	○	○	○	○	○	○	・石材劣化や破損、盗難に留意し、定期的な経過観察を行う。 ・破損箇所が見られた場合、影響範囲が狭いうちに補修を行う。 ・井筒、蹲踞、手水は、漏水に留意し、定期的な清掃を行う。 ・苔の過度な付着が見られる場合、園内の景観に配慮し、除去する。 ・飛石に苔の過度な被覆が見られる場合、歩行の安全性に配慮し、除去する。
	水系	池 水路 滝	○		○	○	○		○	・園池への水量を安定的に確保できるよう、水路の日常的な点検、降水量に応じた水量調整を行う。 ・園池や水路の堆積土や落ち葉等は日常的な清掃、定期的な浚渫により除去する。その際、上池は、側面、底面を玉砂利で、下池は底面をビニルシートで、また水路は、コンクリート底張りしてあるので、損傷しないように注意する。 ・浚渫土は天日乾燥させた後、残土処理地へ搬出する。 ・漏水、破損箇所が見られる場合、影響範囲が狭いうちに補修を行う。
	植栽	共通		○	○	○	○	○	○	○

構成要素			地区区分							維持管理の方法
			ア山林地区	イ主屋・主屋南地区	ウ茶室跡・主屋西地区	エ池周り地区	オ水路周り地区	カ石階段下地区	キ主屋北地区	
A 本質的 価値を 構成する 要素	植栽	高木類	○	○	○	○	○	○	○	・幹の傾倒や枯枝等により安全上の問題が懸念される場合、倒木防止のため、支柱の設置や枯枝除去を実施する。 ・倒木が見られる場合、防災性に配慮し、撤去する。 ・モミジの剪定は特に暑い又は寒い若しくは冬に向かう時期は避ける。新緑前の春の実施が望ましい。また、枝先を切るのではなく、枝の分かれ目を抜くように剪定する。 ・マキの剪定は秋、冬を避け、特に秋の深切りは避ける。 ・アカマツは皮を剥ぐ磨きを実施する。 ・山林地区ではシイ、カシなどが大木化している場合、断幹、大枝の剪定または伐採等を実施する。特に池や水路に面した山手部分の大木は枝落とし等の剪定を行う。 ・主屋その他建造物に近接する樹木は建造物を損傷しないよう、定期的に剪定を行う。
		低木類	○	○	○	○	○	○	○	・石組や構造物に近接する低木類は構造物等を隠したり、不陸を生じさせたりしないよう、定期的な剪定を行う。 ・サツキやヒドラツツジ等にウメノキゴケの付着が見られる場合、手取りや薬剤散布により、除去する。 ・生垣は定期的に刈込を行う。
		地被類	○	○	○	○	○	○	○	・地被類の衰退が見られる場合は、林床への日照を確保するための定期的な剪定や切り下げを行う。 ・苔の保護を図り、除草や清掃の際に損傷しないように注意する。損傷を見つけた場合は修繕を行う。
	構造物	石橋 手すり、ベンチ、 井戸	○		○				○	・石橋、井戸は緩みや漏水、石材劣化等に留意し、定期的な経過観察を行う。 ・手すり、ベンチは傾斜や劣化等に留意し、定期的な経過観察を行う。
	その他	散策路、園路	○	○	○	○	○	○	○	・表土の流出や堆積、園路の不陸、排水不良が見られる場合は、影響範囲が狭いうちに、地盤の掘削を伴わない範囲で表土等を充填する。
B Aと 密接に 関わる 要素	設置物	給水管、貯水タンク	○						○	・劣化等に留意し、定期的な経過観察を行う。 ・本質的価値を構成する要素への影響を考慮し、必要に応じて、機能の保全または回復、設置物の更新を行う。
C A、Bを 支える 要素	設置物	イノシシ防護柵、 侵入防止柵、看板、 太陽光発電機	○	○	○	○	○	○	○	・傾斜や劣化等に留意し、定期的な経過観察を行う。 ・必要に応じて、設置物の更新や保存活用上の整備を行う。

表6-2-2 指定地外の要素の維持管理の方法

分類	要素		維持管理の方法
D 本質的価値に 密接に関わる周辺 の要素	水系	池、水路	・指定地内への給排水経路として、日常的な点検を行う。 ・指定地周辺の衛生性の確保、環境美化のため、定期的な清掃、土砂の浚渫を行う。
	植栽	高木類、低木類、草本類、地被類	・指定地と一体となった空間性が保たれるよう、定期的に整枝剪定を行う。 ・指定地への影響に留意し、病害虫による被害を防止するため、必要に応じて定期的な消毒、薬剤散布を実施する。被害が発生した場合は、剪定等により対処する。 ・幹の傾倒や枯枝等により安全上の問題が懸念される場合、倒木防止のため、支柱の設置や枯枝除去を実施する。
	その他	参道、鳥居	・指定地周辺の衛生性の確保、環境美化のため、定期的な見回り、清掃を仁比山神社と連携して行う。
E その他の周辺の 要素	建造物	便所、休憩所	・指定地周辺の衛生性及び防犯性の確保、環境美化のため、定期的な見回り、清掃を行う。 ・必要に応じて施設の更新を行う。
	その他	駐車場	・排水に留意しつつ必要に応じて不陸調整や施設の更新を行う。

2) 維持管理の年間計画

山林・庭園の樹木については、樹種ごとの開花時期を踏まえて維持管理を行っていくため、年間計画を以下に示す。

表6-2-3 樹木・植物の維持管理の年間計画

	主な種類	同科	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
落葉樹	モミジ													
	ツツジ類	クルマメツツジ・ヒラドツツジ・サツキツツジ・シャクナゲ・シャシヤンボ												
	ドウダンツツジ													
	サルスベリ													
	その他の落葉樹	マユミ・エノキ・サクラ・アオギリ												
常緑樹	クチナシ													
	キンモクセイ	ギンモクセイ・ヒイラギモクセイ・ネズミモチ・トウネズミモチ												
	ツバキ	ヤブツバキ チャノキ												
	サザンカ													
	カイヅカイバキ													
	イヌツゲ													
	その他常緑樹	サカキ・ヒサカキ・ナンテン・アラカシ・シイ・スガジイ・ベニカナメモチ・スギ・シキミ・サンゴシュ・ヤツデ・マンリョウ・ウメモドキ・ミミズバイ・タブノキ												
針葉樹	マキ類	イヌマキ												
	マツ	タギョウショウ・クロマツ・アカマツ												
苔	スギゴケ	植付（貼りゴケ）												
		除草												
		刈り込み（数年に1度）												

花芽形成

花期

剪定

施肥

基本剪定

花後剪定

(3) 建造物の維持管理の方法

1) 保存状況

九年庵主屋は明治25年(1892)に伊丹氏の別邸として建立された。その後、大正9年(1920)の改造とともに「九年庵」(茶室)が新設されたと考えられ、昭和35年(1960)から37年(1962)にかけて、倉田氏によって一部増築された。その後、平成7年(1995)2月21日に名勝として指定された。

名勝指定後も、屋根の葺き替えや木部・建具等の部分補修が幾度にわたり実施されてきた。最近の修理では令和2年(2020)の主屋及び東門草葺屋根葺き差し・主屋竹腰壁付替がある。

名勝指定時には、物置、ボイラー室、東門及び屏中門といった建造物、茶室跡、待合跡及び東屋跡といった遺構が存在する。

劣化状況として、主屋は、床下に土間コンクリート等の施工がなく湿潤であるため、湿気・虫害の影響を受けやすく、床組の腐朽が著しい。外部では軸部、腰壁、濡縁等全体的に白化および腐朽、客間南側の柱に弓なりの変形がみられる。内部では、床組みの腐朽、不同沈下、天井雨漏跡、壁面漆喰塗の浮き等がみられる。主屋北側のボイラー室・物置も同様に白化・腐朽がみられる。特に茶室の部材が保管されている物置は東側柱・壁のはらみ・倒れがあり早急な修理が必要である。

2) 保護の方針

将来的に建物の重要文化財指定の可能性も考慮し、その価値を堅実に保存するため、重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針(文化庁策定平成11年3月24日庁保建第164号)に準じた部分・部位を設定し、保護の方針を定める。

①部分・部位の設定と保護の方針

以下、次に示す方法により部分及び部位を設定して保護の方針を定める。

【部分】：屋根・外装・各部屋を単位とする区分。

【部位】：室内の床面・壁面・天井・開口部建具・主要材・その他部材等を単位として設定される区分
各部分は各部位により構成される。

表6-2-4 九年庵建物年表(建立～名勝指定まで)

年		所有者	内容	備考
明治25	1892	伊丹氏	家屋建立	棟木墨書あり
明治33～明治41	1900～1909		別荘として庭園等を築造	
大正6	1917		大隈重信(79)の歓迎会が開かれる	古写真あり 客間南庇柱に繫梁あり、礎石現状と異なる
大正9	1920		改築	倉田氏墨書による棟札あり 「九年庵」茶室新設と推定される
昭和30頃	1955頃		茶室解体	
昭和35～昭和37	1960～1962	倉田氏	家屋一部増改築	棟札あり 増改築前の図面(図6-2-2)あり
昭和52	1977	佐賀県	葺き屋根全葺替	棟札あり
昭和58	1983		建物・家屋補修	
昭和59	1984		建物補修・ガスボイラー設置	
昭和60	1985		門補修	
昭和62	1987		建物補修	
昭和63	1988		建物補修・シロアリ駆除	
平成元	1989		屋根補修・屋根銅板補修・廊下補修	
平成2	1990		ポンプ取替・排水等敷設・便所新設・物置小屋改修	
平成3	1991		休憩所新設及び緑化工事・竹縁工事	
平成4	1992		屋根葺替・水屋・瓦屋根漆喰工事	
平成5	1993		漏水防止工事・建物軒樋補修・障子張替・東門補修	
平成7	1995		「九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園」として名勝に指定、トイレ補修	

②部分の設定

部分については、以下3つの部分に設定する。

ア．保存部分

- ・文化財としての価値を特に有し、厳密な保存が必要な部分。
- ・明治25年（1892）から昭和34年（1959）の伊丹氏時代の主屋の姿。（図6-2-2参照）

イ．保全部分

- ・建造物として、維持及び保全することが必要な部分。
- ・昭和35年（1960）以降に増改築が行われた倉田氏時代の主屋の姿。
- ・大正9年（1920）の新設とされる茶室跡・待合跡・東屋跡の基壇。

ウ．その他部分

- ・文化財の活用又は安全向上のために改修等を行う部分。
- ・ボイラー室、物置の基壇。

詳細は図6-2-1～4に示す通りとする。

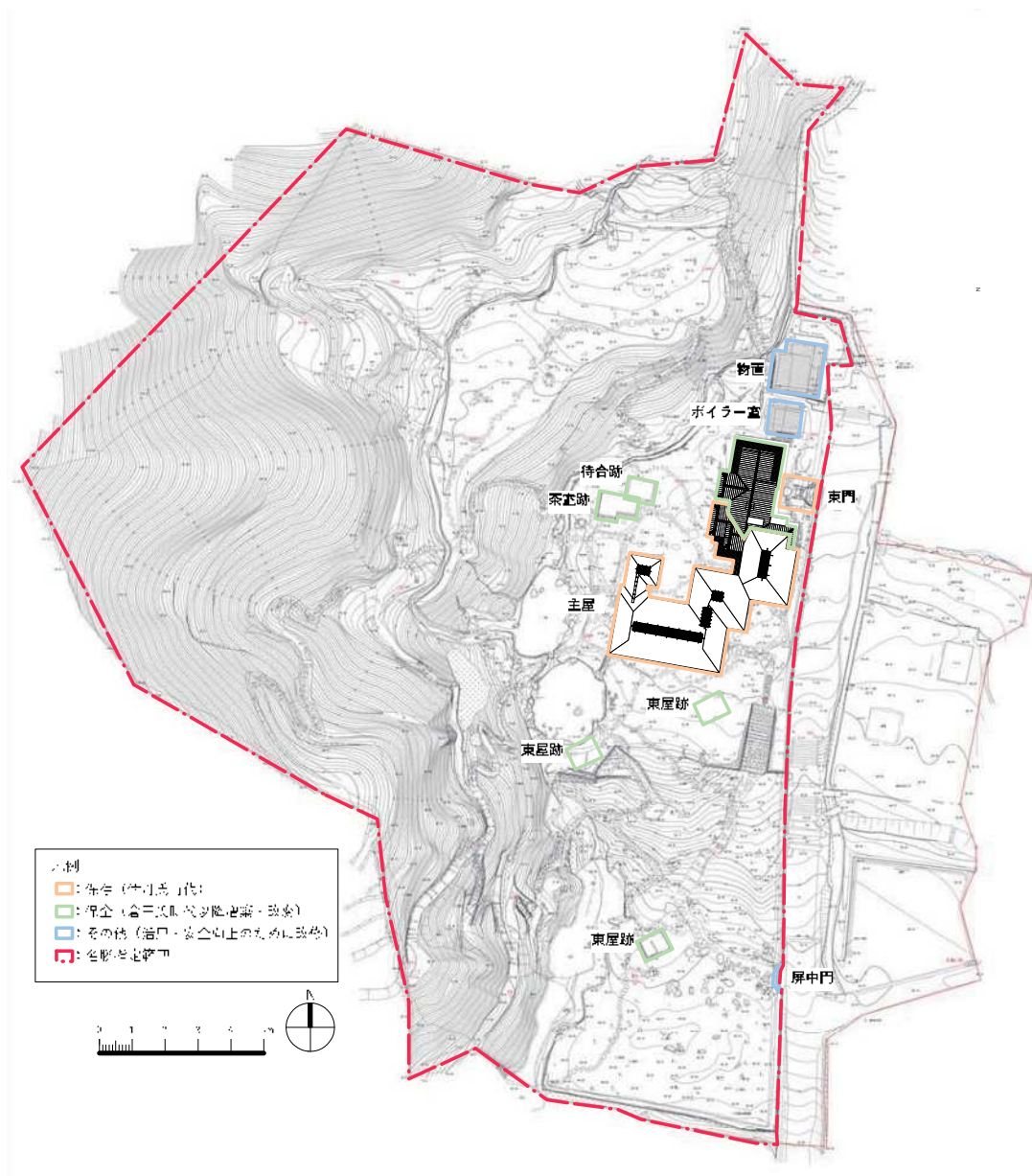


図6-2-1 部分の設定

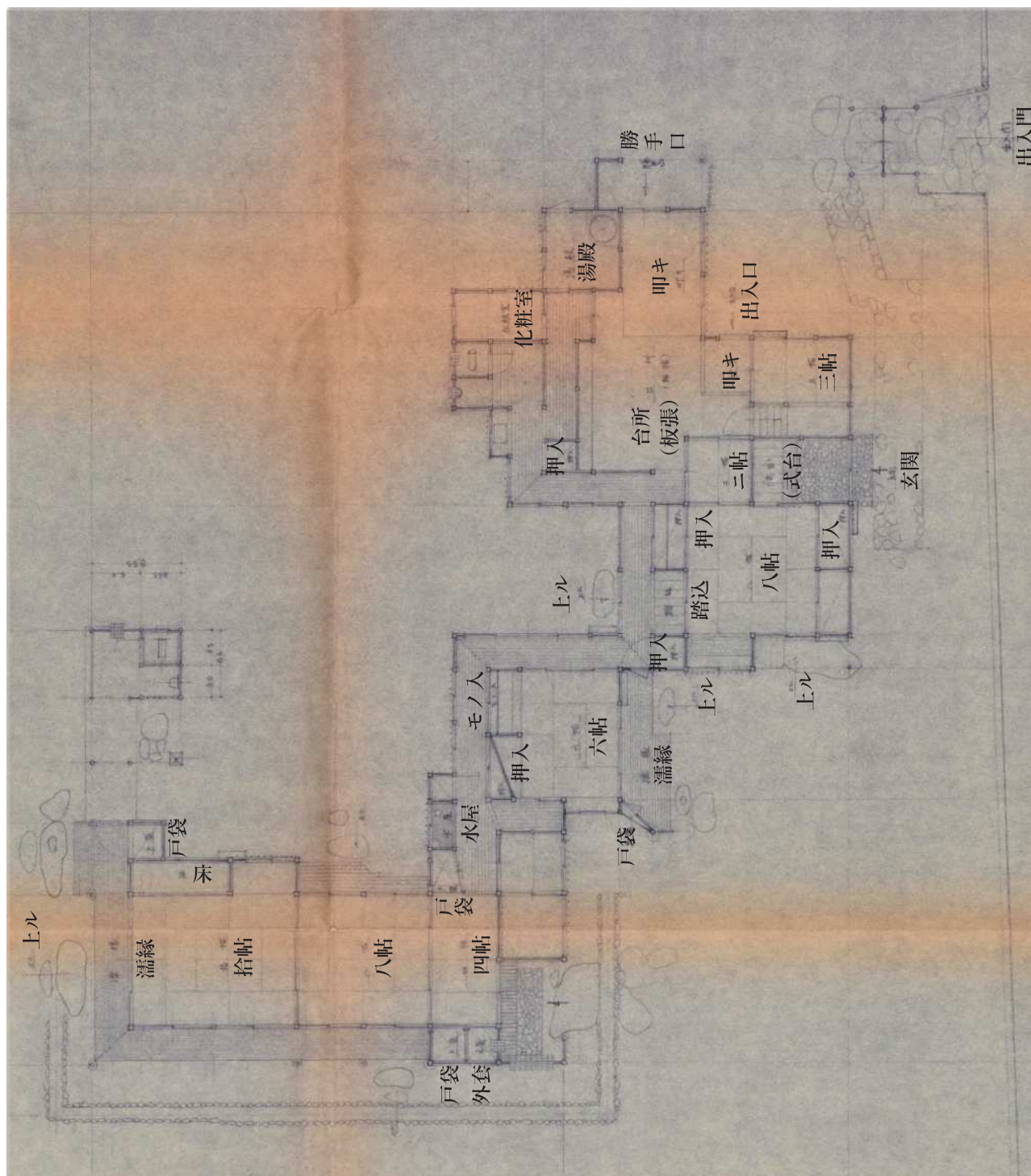


図6-2-2 『仁比山山荘平面図』昭和35年(1960)3月24日日華ゴム株式会社(奈良文化財研究所所蔵)

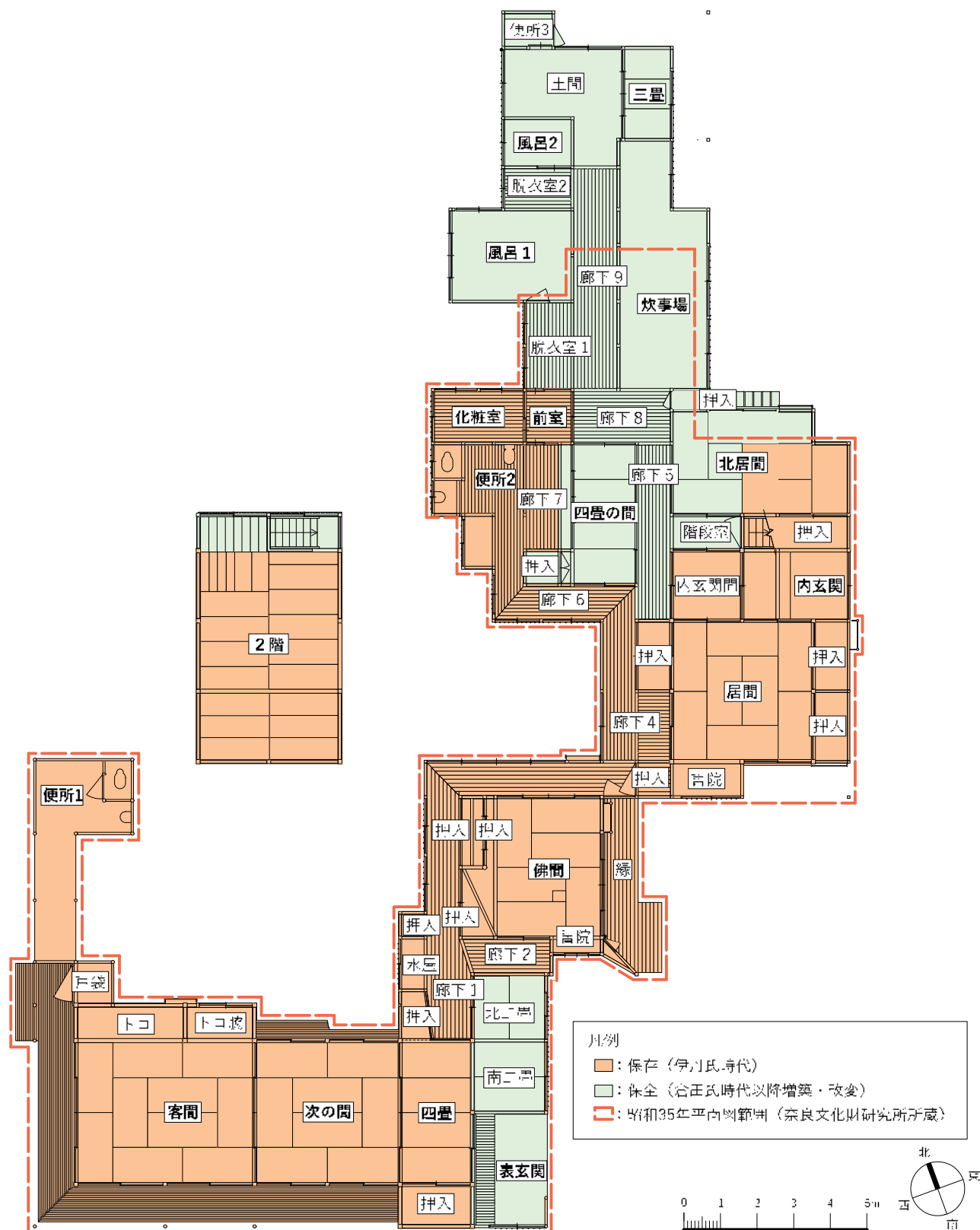
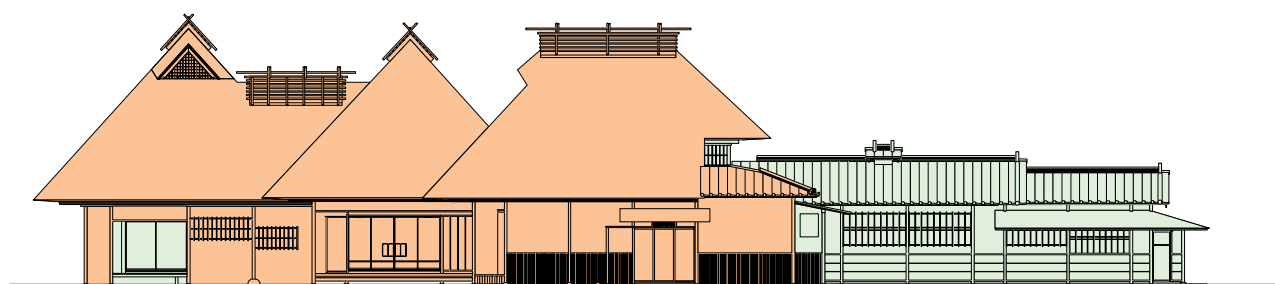
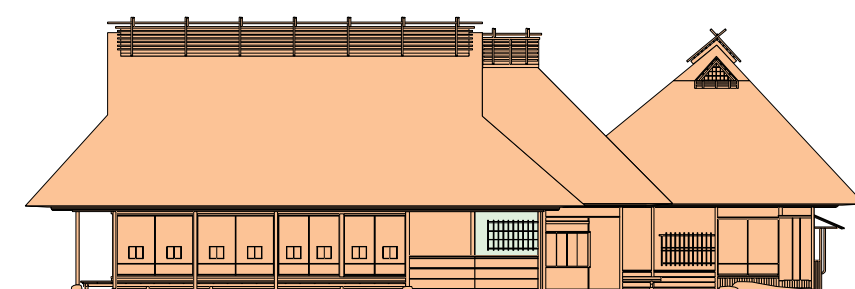


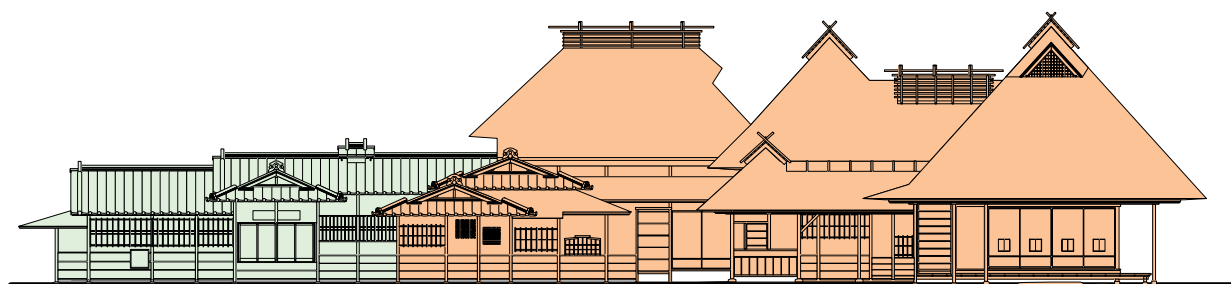
図 6-2-3 主屋平面図 部分の設定



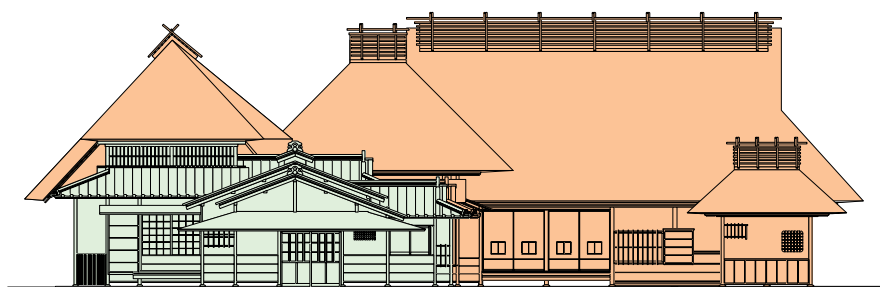
東側立面図



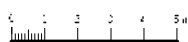
南側立面図



西側立面図



北側立面図



凡例	
	保存（丹波城址）
	新築（江戸時代文政期様式・砂金）

図6-2-4 主屋立面図 部分の設定

③部位の設定

部位については、以下5つの部分に設定する。

ア．基準1

- ・材料自体を保存する部位。
 - ・特殊な材料又は仕様である部位。
 - ・主要な構造に関わる部位。
 - ・伊丹氏時代当初（明治25年（1892））の部位。
 - ・伊丹氏時代の部分を改変していない倉田氏時代当初（昭和37年（1962）竣工）の部位。
- 例）柱、梁、鴨居、天井、瓦、建具（板戸、障子戸）

イ．基準2

- ・材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位。
 - ・定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位。
- 例）壁、葺材、建具（襖戸）

ウ．基準3

- ・主たる形状及び色彩を保存する部位。
 - ・保存部分との調和を目指し面的に広がる部位。
 - ・材料の痕跡に基づき復原又は撤去が必要な部位。
 - ・伊丹氏時代の部分を改変した倉田氏時代当初（昭和37年（1962）竣工）の部位。
- 例）柱、鴨居、床、天井、建具（全般）

エ．基準4

- ・意匠上の配慮を必要とする部位。
- 例）防災設備

オ．基準5

- ・所有者等の自由裁量にゆだねられている部位。
- 例）障子紙、活用のための電気設備、衛生設備、照明設備、炊事場棟

詳細は表6-2-5～10、図6-2-5～45に示す通りとする。

表6-2-5 名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園 主屋内部 部位の設定リスト（1／5）

図表番号	部分	部位	基準	現状・摘要
6-2-5	1階 客間	床面	2	畳
		壁面	2、3	基準2：土壁、基準3：土壁（後補欄間上の小壁）
		天井	1	網代天井
		開口部建具	1、2、3、5	基準1：障子戸、基準2：襖戸、基準3：欄間（後補）、基準5：障子紙
		主要材	1	柱、束、鴨居、長押、落し掛け、床框
		その他	5	照明
6-2-6	客間 （トコ）	床面	1	板張
		壁面	1、2	基準1：下地窓、狝潜、基準2：土壁
		天井	1	板天井
		開口部建具	一	一
		主要材	1	柱、落し掛け
		その他	一	一
6-2-7	客間 （トコ脇）	床面	2	畳
		壁面	1、2	基準1：狝潜、基準2：土壁
		天井	1	蓆天井
		開口部建具	3	ガラス窓（障子窓のやり替え）
		主要材	1	柱、窓枠
		その他	一	一
6-2-8	次の間	床面	2	畳
		壁面	2、3	基準2：土壁、基準3：土壁（後補欄間の小壁）
		天井	1	網代天井
		開口部建具	1、2、3、5	基準1：障子戸、基準2：襖戸、基準3：欄間（後補）、基準5：障子紙
		主要材	1	柱、束、鴨居、長押
		その他	5	照明
6-2-9	四畳	床面	2	畳
		壁面	2、3	基準2：土壁、基準3：土壁（形状が不明）
		天井	1	棹縁天井
		開口部建具	2、3、5	基準2：襖戸、基準3：障子戸、襖戸（形状が不明）、基準5：障子紙
		主要材	1	柱、束、鴨居、長押
		その他	5	照明
6-2-10	表玄関	床面	1	石敷
		壁面	1、3	基準1：下地窓、基準3：土壁（形状が不明）
		天井	1、3	基準1：化粧屋根裏、基準3：蓆天井（形状が不明）
		開口部建具	3、5	基準3：障子戸（形状が不明）、障子窓（後補）、基準5：障子紙
		主要材	1、3	基準1：柱、鴨居、敷居、雨戸鴨居・敷居、基準3：縁（形状が不明）
		その他	一	一
6-2-11	北二畳	床面	2	畳
		壁面	2	土壁
		天井	1	棹縁天井
		開口部建具	1、5	基準1：障子戸、障子窓、基準5：障子紙
		主要材	1	柱、鴨居、掛、窓枠
		その他	5	照明
6-2-12	南二畳	床面	2	畳
		壁面	2、3	基準2：土壁、基準3：土壁（形状が不明）
		天井	1	化粧屋根裏
		開口部建具	1、5	基準1：雨戸、障子窓、基準5：障子紙
		主要材	1	柱、鴨居、雨戸鴨居
		その他	一	一

表6-2-6 名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園 主屋内部 部位の設定リスト（2／5）

図表番号	部分	部位	基準	現状・摘要
6-2-13	1階 廊下1	床面	1	板張、簀子
		壁面	1、2	基準1：棚、基準2：土壁
		天井	1、3	基準1：棹縁天井、化粧小屋裏、基準3：蓆天井（後世の取替）
		開口部建具	1、2、5	基準1：網代戸、舞良戸、障子戸、障子窓、基準2：襖戸、基準5：障子紙
		主要材	1	柱、鴨居、敷居
		その他	5	呼鈴、水道
6-2-14	廊下2	床面	1	板張
		壁面	2	土壁
		天井	3	蓆天井（後世の取替）
		開口部建具	2	襖戸
		主要材	1	柱、鴨居
		その他	一	一
6-2-15	佛間	床面	1、2	基準1：板張、基準2：畳
		壁面	1、2	基準1：地袋、基準2：土壁
		天井	1	化粧屋根裏、棹縁天井
		開口部建具	1、2、3、5	基準1：障子戸、基準2：襖戸、基準3：板戸（後世の改変）、基準5：障子紙
		主要材	1	柱、鴨居、框
		その他	5	照明
6-2-16	佛間 （縁）	床面	1	縁
		壁面	1、2	基準1：戸袋、基準2：土壁
		天井	3	蓆天井（後世の取替）
		開口部建具	1、5	基準1：網代戸、板戸、障子戸、基準5：障子紙
		主要材	1	柱、鴨居・敷居、雨戸鴨居・敷居、建具枠
		その他	一	一
6-2-17	廊下3	床面	1	板張
		壁面	1、2	基準1：欄間、基準2：土壁
		天井	1	化粧屋根裏、板天井
		開口部建具	1、5	基準1：舞良戸、障子戸、障子窓、網代戸、基準5：障子紙
		主要材	1	柱、鴨居、窓敷居
		その他	5	照明
6-2-18	廊下4	床面	1	板張
		壁面	2	土壁
		天井	1	化粧屋根裏、板天井
		開口部建具	1、5	基準1：舞良戸、板戸、障子戸、障子窓、基準5：障子紙
		主要材	1	柱、鴨居、敷居、束
		その他	一	一
6-2-19	居間	床面	2	畳
		壁面	2	土壁
		天井	1	根太天井
		開口部建具	1、3、5	基準1：網代戸、障子戸、舞良戸、板戸、基準3：ガラス窓（後世の改変）、基準5：障子紙
		主要材	1	柱、鴨居、付書院、窓枠
		その他	5	照明
6-2-20	内玄関	床面	1	基準1：石敷、板張
		壁面	2	土壁
		天井	1	蓆天井、棹縁天井
		開口部建具	1、5	基準1：舞良戸、板戸、障子窓、基準5：障子紙
		主要材	1	土台、柱、鴨居、付鴨居、縁
		その他	5	照明

表6-2-7 名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園 主屋内部 部位の設定リスト（3／5）

図表番号	部分	部位	基準	現状・摘要
6-2-21	内玄関間	床面	2	畳
		壁面	2、3	基準2：土壁、基準3：照明口、土壁（後世の改変）
		天井	1	棹縁天井
		開口部建具	1、5	基準1：障子戸、基準5：障子紙
		主要材	1	柱、鴨居
		その他	ー	ー
6-2-22	階段室	床面	2	畳
		壁面	2、3	基準2：土壁、基準3：照明口、土壁（後世の改変）
		天井	1	棹縁天井
		開口部建具	1、3、5	基準1：障子戸、基準3：板戸（後補）、基準5：障子紙
		主要材	1	柱、鴨居、敷居
		その他	ー	ー
6-2-23	北居間	床面	3	畳（後世の改変）
		壁面	2、3	基準2：土壁、基準3：土壁（後世の改変）
		天井	3	化粧屋根裏、棹縁天井（後世の改変）
		開口部建具	1、3、5	基準1：舞良戸、基準3：障子戸、ガラス戸、ガラス窓（後補）、基準5：障子紙
		主要材	1、3	基準1：柱、鴨居、梁、基準3：柱、鴨居、窓枠（後世の改変）
		その他	5	照明
6-2-24	廊下5	床面	3	板張（後世の改変）
		壁面	2、3	基準2：土壁、基準3：土壁（後世の改変）
		天井	1	棹縁天井
		開口部建具	1、3、5	基準1：障子戸、基準3：障子戸（後世の改変）、基準5：障子紙
		主要材	1、3	基準1：柱、鴨居、梁、基準3：柱、鴨居
		その他	5	照明
6-2-25	四畳の間	床面	3	畳、板張（後世の改変）
		壁面	2、3	基準2：土壁、基準3：土壁、板張（後世の改変）
		天井	3	棹縁天井、明り窓（後世の改変）
		開口部建具	3、5	基準3：板戸、障子戸、ガラス戸（後世の改変）、基準5：障子紙
		主要材	1、3	基準1：柱、束、鴨居、基準3：柱・鴨居
		その他	5	照明
6-2-26	廊下6	床面	1	板張
		壁面	2、3	基準2：土壁、基準3：土壁（後世の改変）
		天井	1	化粧屋根裏
		開口部建具	1、3	基準1：舞良戸、基準3：ガラス窓（後世の改変）
		主要材	1	柱、鴨居
		その他	3、5	基準3：洗面台、基準5：照明、水道
6-2-27	便所2	床面	1	板張
		壁面	1、2	基準1：下地窓、板張、基準2：土壁
		天井	1	棹縁天井
		開口部建具	1	舞良戸
		主要材	1	柱、鴨居、建具枠
		その他	3、5	基準3：便器、基準5：便器、照明
6-2-28	廊下7	床面	1	板張
		壁面	2	土壁
		天井	1	棹縁天井
		開口部建具	1	舞良戸
		主要材	1	柱、建具枠、鴨居
		その他	5	照明

第6章 保存管理

表6-2-8 名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園 主屋内部 部位の設定リスト（4／5）

図表番号	部分	部位	基準	現状・摘要
6-2-29	1階 前室	床面	1	板張
		壁面	2	土壁
		天井	1	棹縁天井
		開口部建具	1、3	基準1：舞良戸、板戸、基準3：ガラス窓（後世の改変）
		主要材	1	柱、鴨居
		その他	5	照明
6-2-30	化粧室	床面	3	板張（後世の改変）
		壁面	3	土壁
		天井	1	網代天井、化粧屋根裏
		開口部建具	1、3	基準1：舞良戸、基準3：ガラス窓
		主要材	1	柱、鴨居、窓敷居、束、建具枠
		その他	5	照明
6-2-31	脱衣室1	床面	1	板張
		壁面	2、3	基準2：土壁、基準3：タイル貼（後世の改変）
		天井	1	棹縁天井
		開口部建具	1、3	基準1：舞良戸、基準3：ガラス窓（障子窓のやり替え）
		主要材	1	柱、鴨居、窓敷居
		その他	3、5	基準3：洗面台、基準5：照明、水道
6-2-32	風呂1	床面	1	石貼
		壁面	1	板張、石貼
		天井	1	蓆天井
		開口部建具	1	ガラス窓、板戸、欄間
		主要材	1	柱、束、窓枠、建具枠、鴨居
		その他	1、3、5	基準1：浴槽、基準3：洗面台、基準5：照明、水道
6-2-33	廊下8	床面	3	板張
		壁面	2	土壁
		天井	1	棹縁天井
		開口部建具	1、5	基準1：板戸、基準3：建具枠、基準5：板戸（後世の改変）
		主要材	1、3、5	基準1：柱、鴨居、敷居、基準3：障子戸、基準5：障子紙
6-2-34	廊下9	床面	3	板張
		壁面	2、3	基準2：土壁、基準3：土壁（後世の改変）
		天井	3	棹縁天井（後世の改変）
		開口部建具	1、3	基準1：板戸、基準3：舞良戸（後世の改変）
		主要材	1、3	基準1：柱、鴨居、基準3：柱、鴨居（後世の改変）
		その他	5	分電盤
6-2-35	炊事場	床面	5	板張
		壁面	5	プラスターボード貼、タイル貼
		天井	5	プラスターボード貼
		開口部建具	5	ガラス窓、板戸
		主要材	5	ー
		その他	5	シンク、水道、照明、炉
6-2-36	脱衣室2	床面	1	板張
		壁面	2、3	基準2：土壁、基準3：タイル貼（後世の改変）
		天井	1	棹縁天井
		開口部建具	1、3	基準1：板戸、基準3：ガラス窓（後世の改変）
		主要材	1	柱、鴨居
		その他	3、5	基準3：洗面台、基準5：照明、水道

表6-2-9 名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園 主屋内部 部位の設定リスト（5／5）

図表番号	部分	部位	基準	現状・摘要
6-2-37	1階	風呂2	床面	1 板張
			壁面	1、3、5 基準1：板張、基準3：タイル貼（後世の改変）、基準5：換気口
			天井	1 板天井
			開口部建具	3 ガラス窓（障子窓のやり替え）
			主要材	1 柱、鴨居、敷居
			その他	3、5 基準3：浴槽、基準5：水道、照明
6-2-38	土間1	土間1	床面	1 土間
			壁面	1、2 基準1：モルタル、基準2：土壁
			天井	1 化粧屋根裏
			開口部建具	1、3、5 基準1：板戸、ガラス戸、基準3：ガラス窓、障子戸、基準5：障子紙
			主要材	1 柱、束、梁、鴨居、敷居、框
			その他	5 基準5：照明、水道
6-2-39	三畳	三畳	床面	3 畳（後世の改変）
			壁面	2 土壁
			天井	1 棹縁天井
			開口部建具	3、5 基準3：障子戸、ガラス窓（後世の改変）、基準5：障子紙
			主要材	1 柱、鴨居
			その他	一 一
	便所3	便所3	床面	2 土間
			壁面	1、2、3 基準1：下地窓、基準2：土壁、基準3：タイル貼（後世の改変）
			天井	1 化粧屋根裏
			開口部建具	1 板戸
			主要材	1 柱、鴨居
			その他	3、5 基準3：便器、基準5：照明
6-2-40	2階	2階	床面	3 板張（後世畳からの改変）
			壁面	2 土壁
			天井	2 化粧屋根裏
			開口部建具	3 ガラス窓（後世の改変）
			主要材	1、3 基準1：柱・桁・梁、基準3：柱・框・窓敷居（後世の改変）、階段
			その他	5 照明
6-2-41	便所棟	便所1	床面	一 一
			壁面	1、2 基準1：下地窓、基準2：土壁
			天井	1 化粧屋根裏
			開口部建具	1、2 基準1：舞良戸、基準2：障子窓
			主要材	1 柱、桁、梁、鴨居、窓敷居、足固、建具枠
			その他	1、5 基準1：便器、基準5：照明

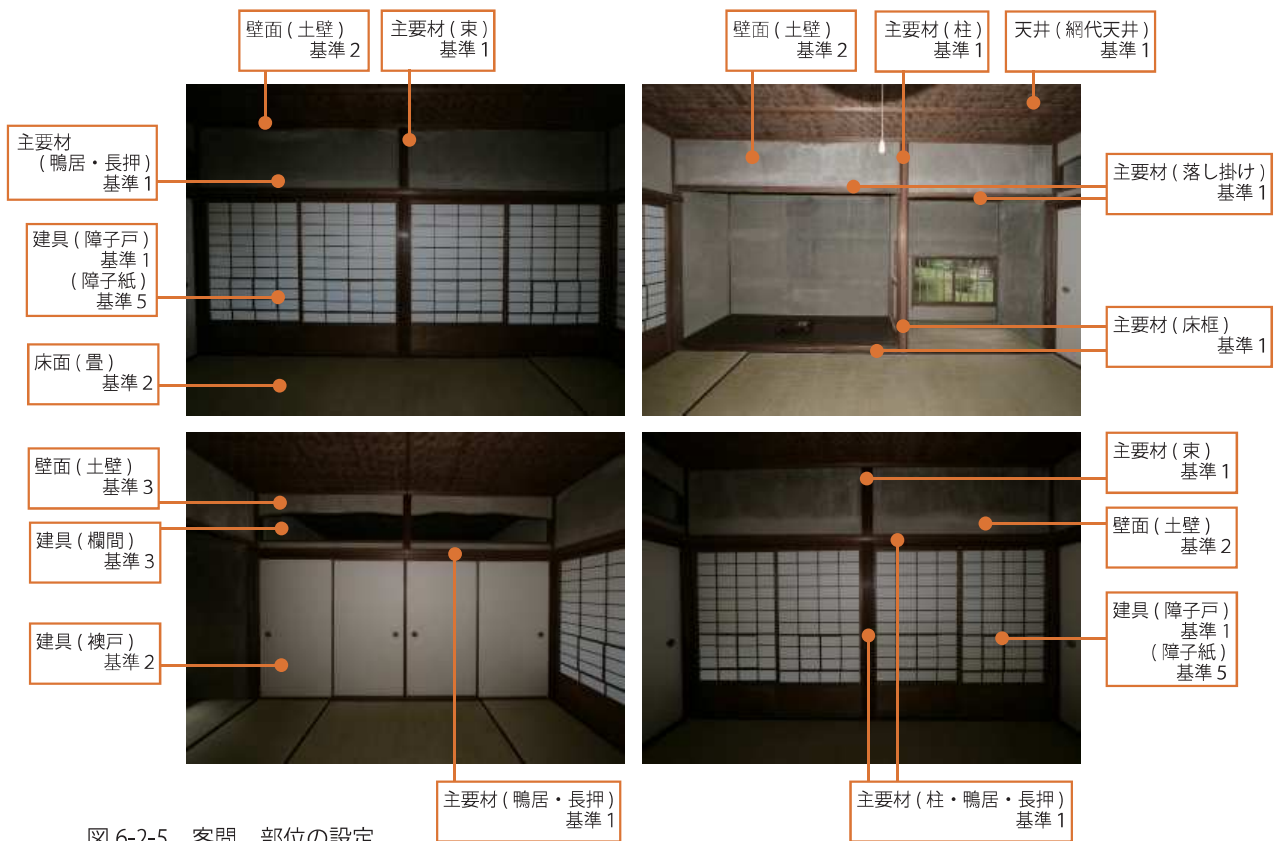


図 6-2-5 客間 部位の設定

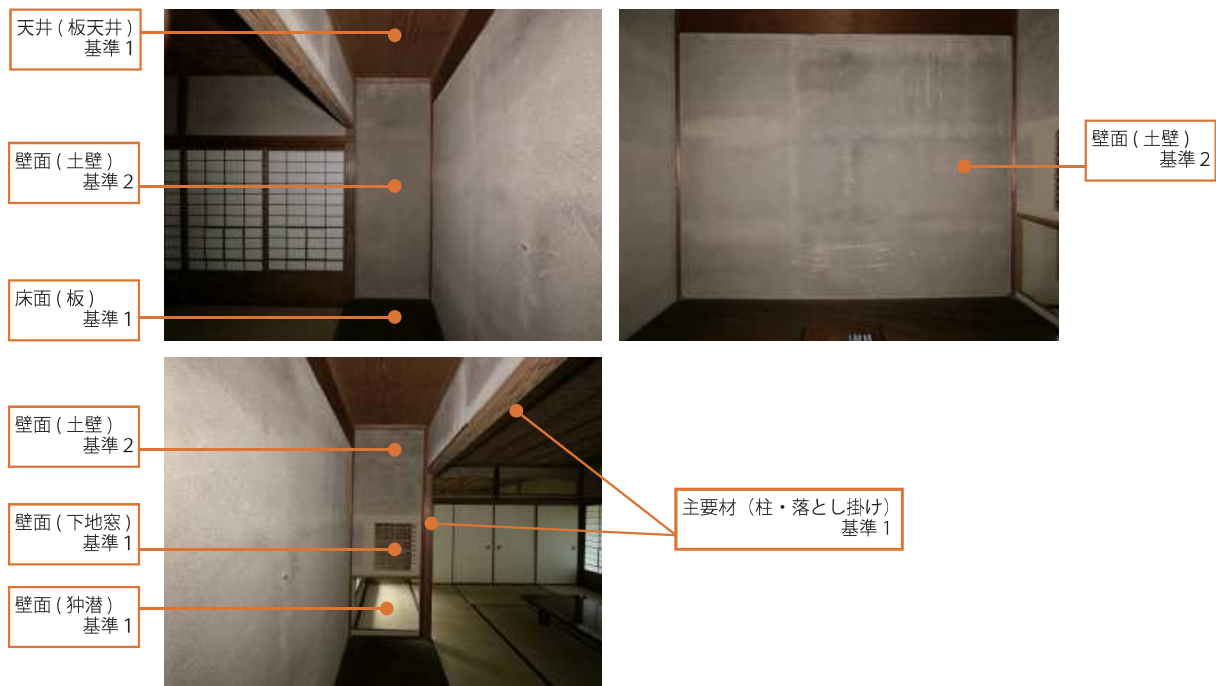


図 6-2-6 客間 (トコ) 部位の設定

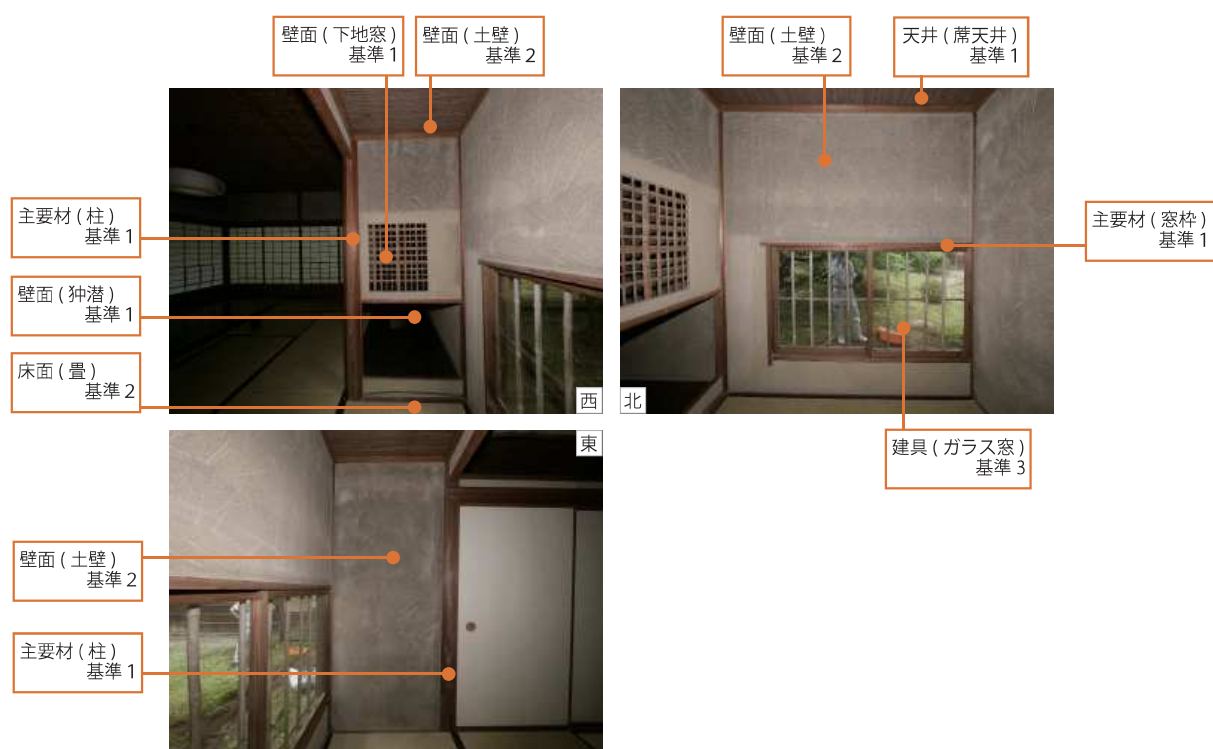


図 6-2-7 客間（トコ脇） 部位の設定

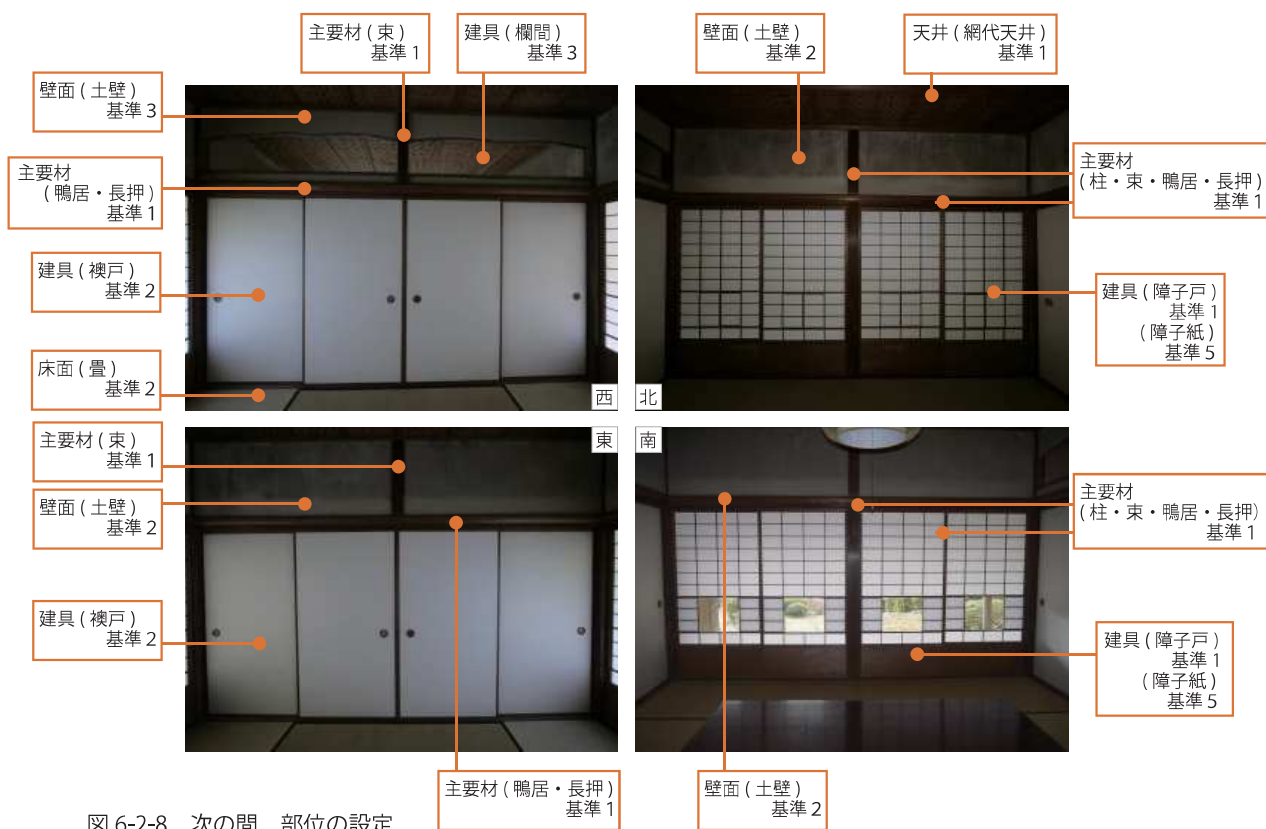


図 6-2-8 次の間 部位の設定

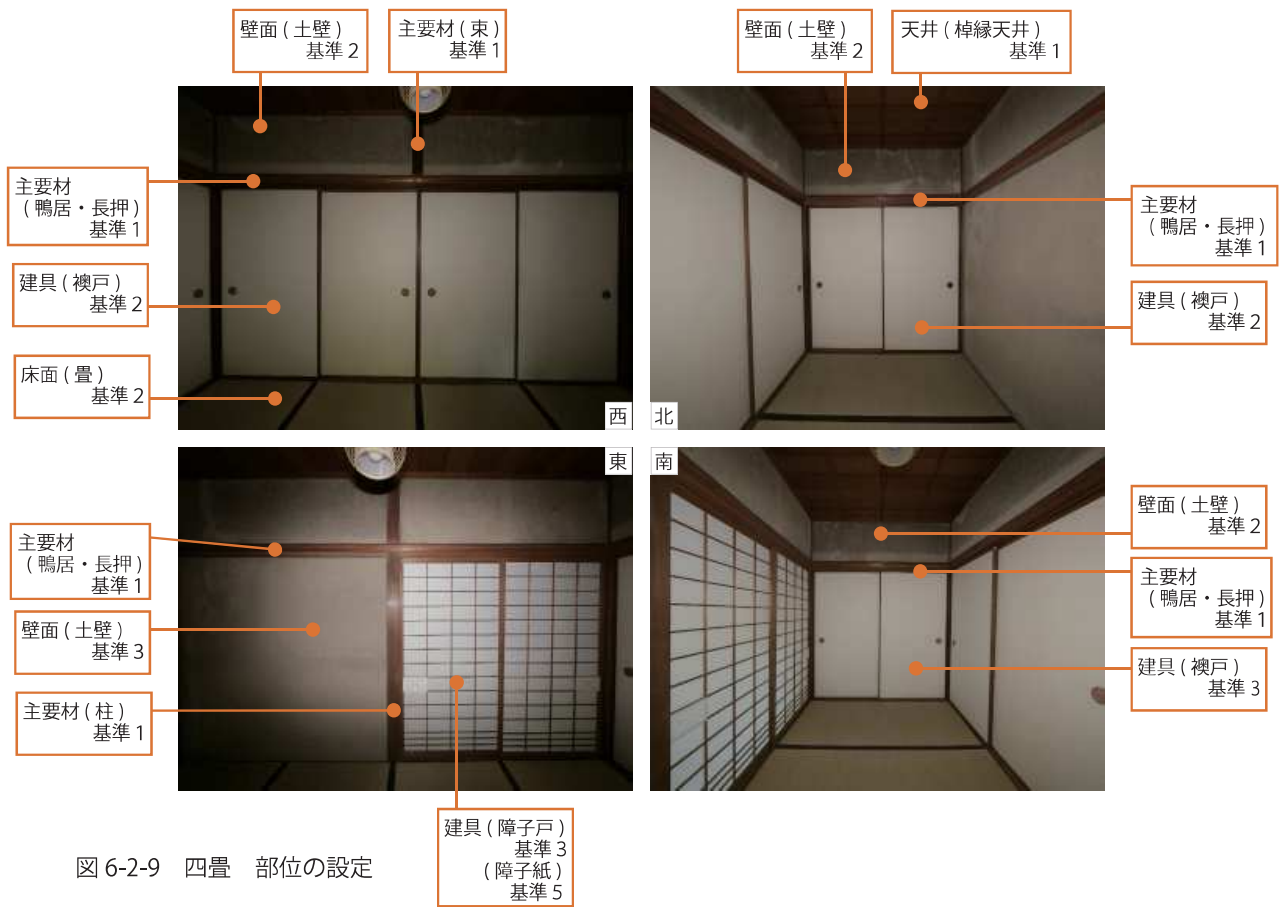


図 6-2-9 四畳 部位の設定

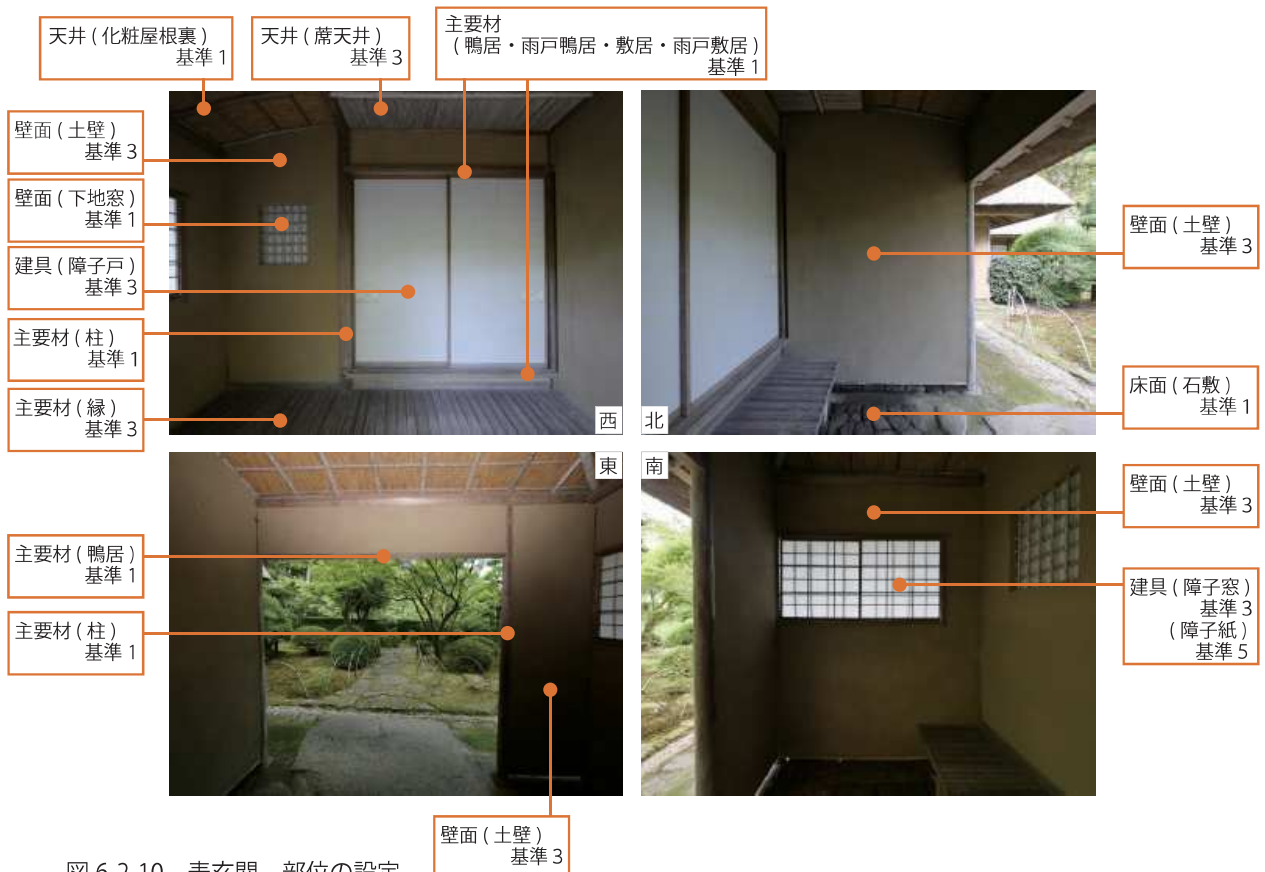


図 6-2-10 表玄関 部位の設定

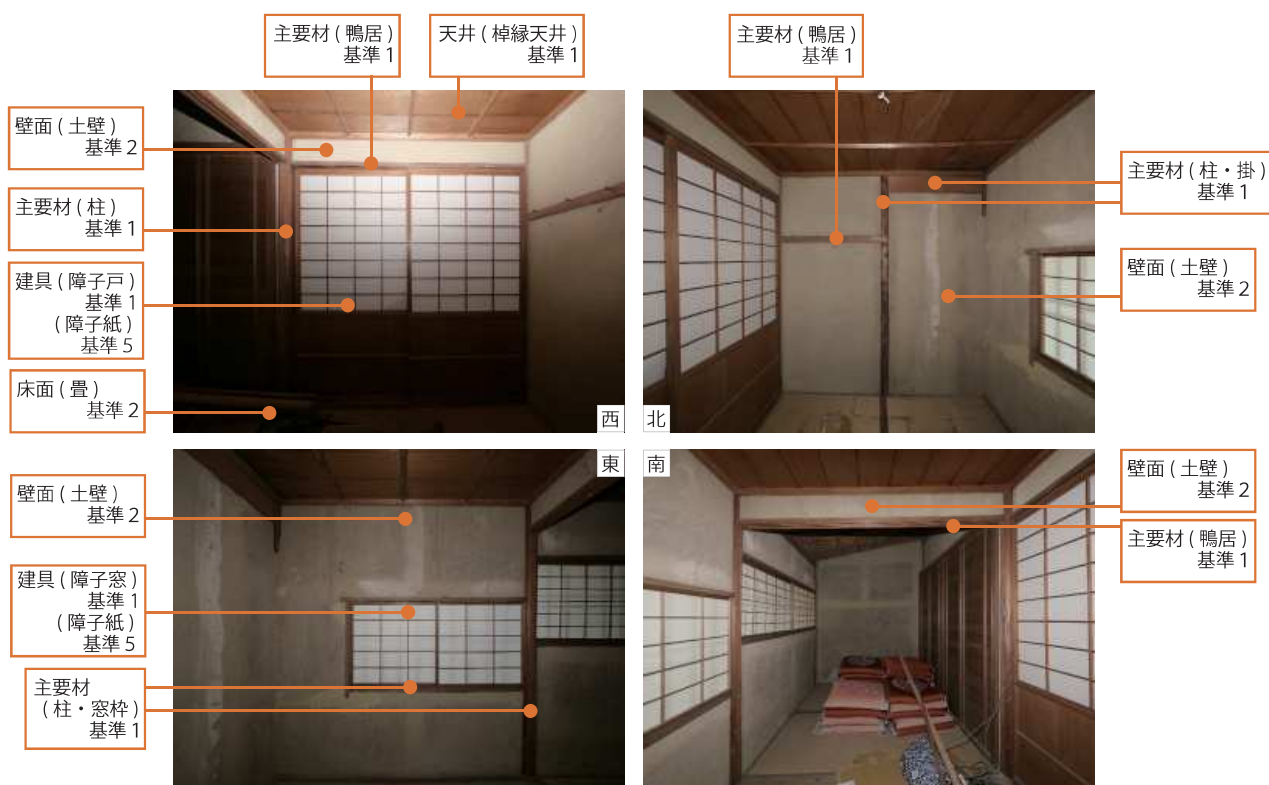


図 6-2-11 北二畳 部位の設定

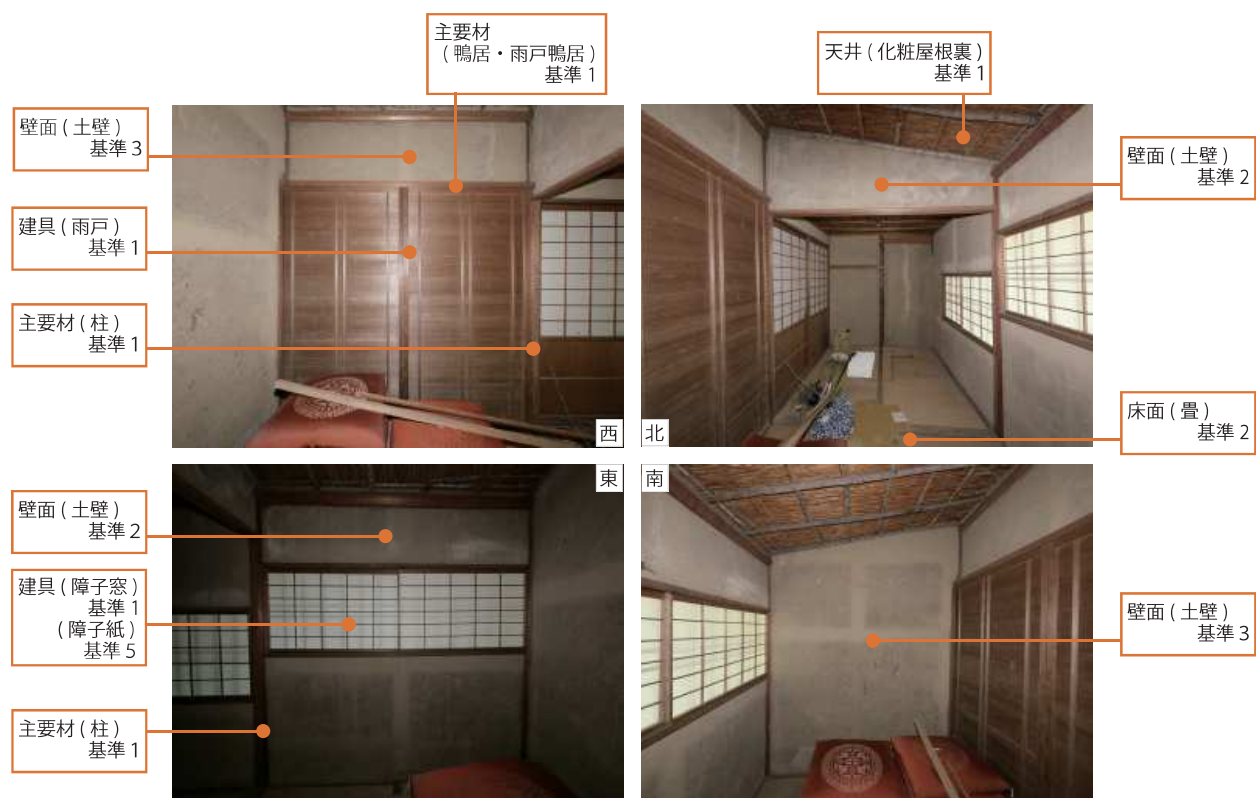


図 6-2-12 南二畳 部位の設定

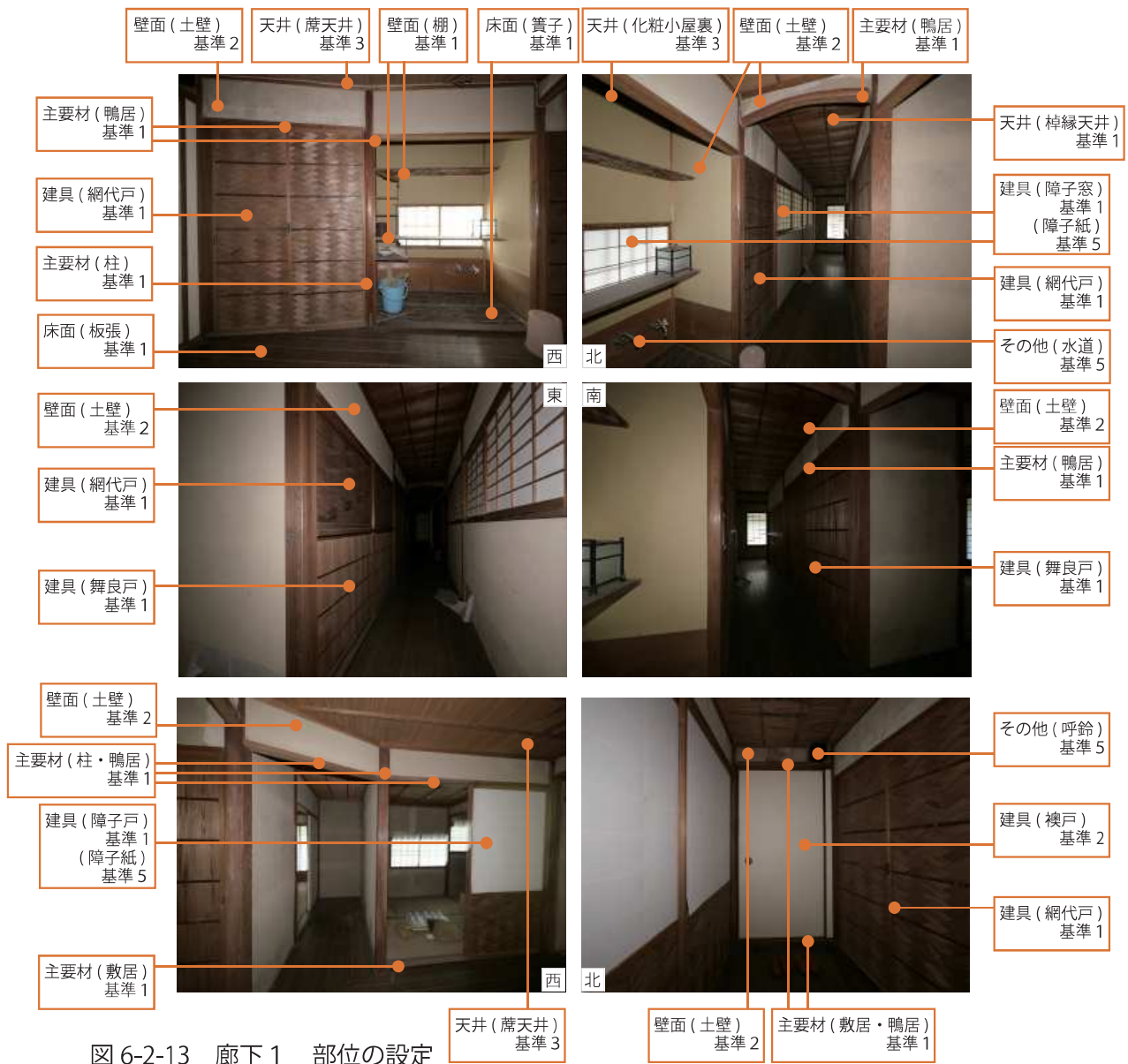


図 6-2-13 廊下1 部位の設定

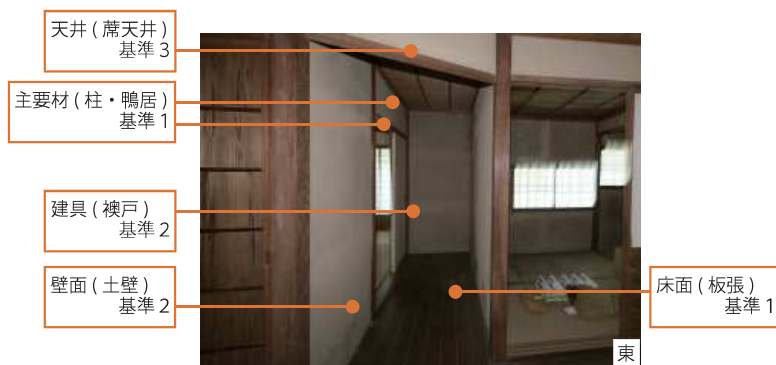


図 6-2-14 廊下2 部位の設定

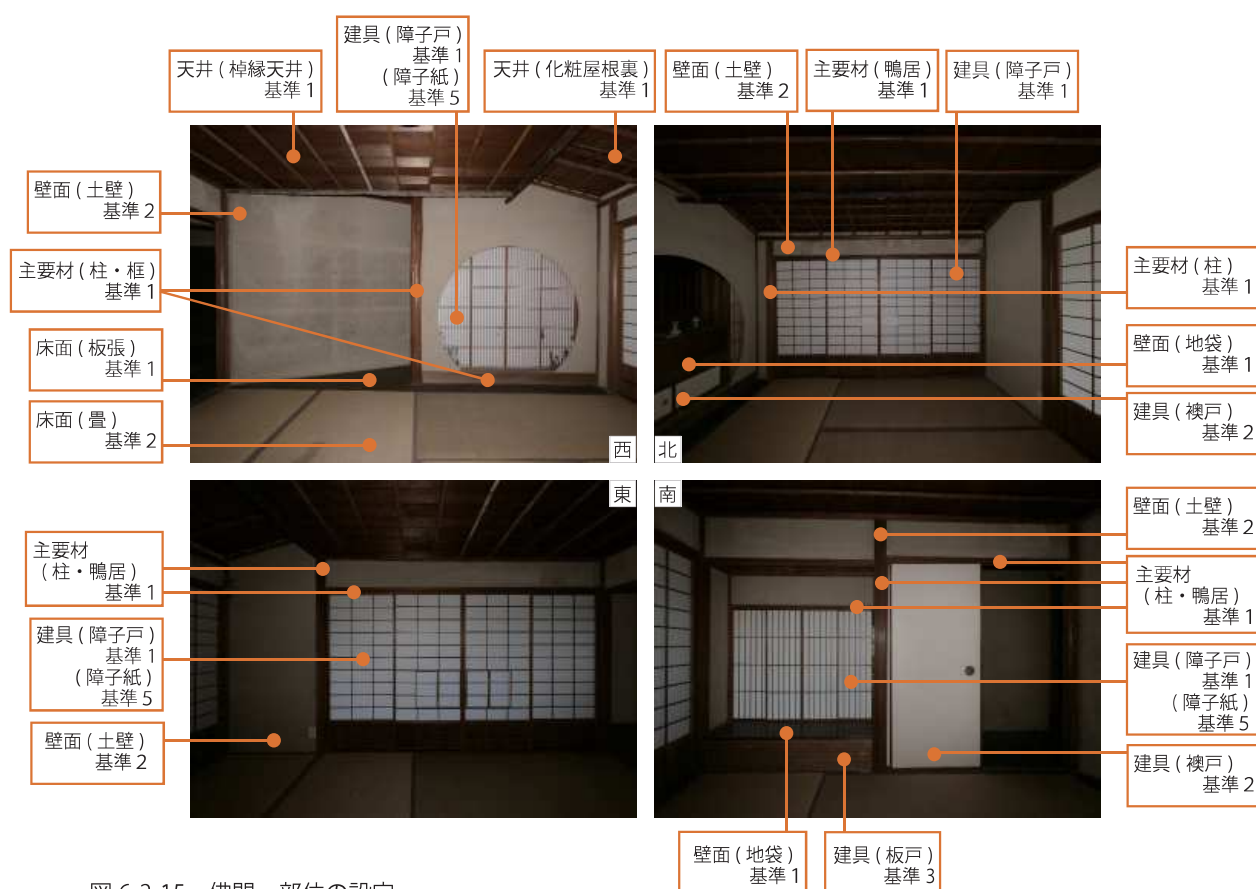


図 6-2-15 佛間 部位の設定

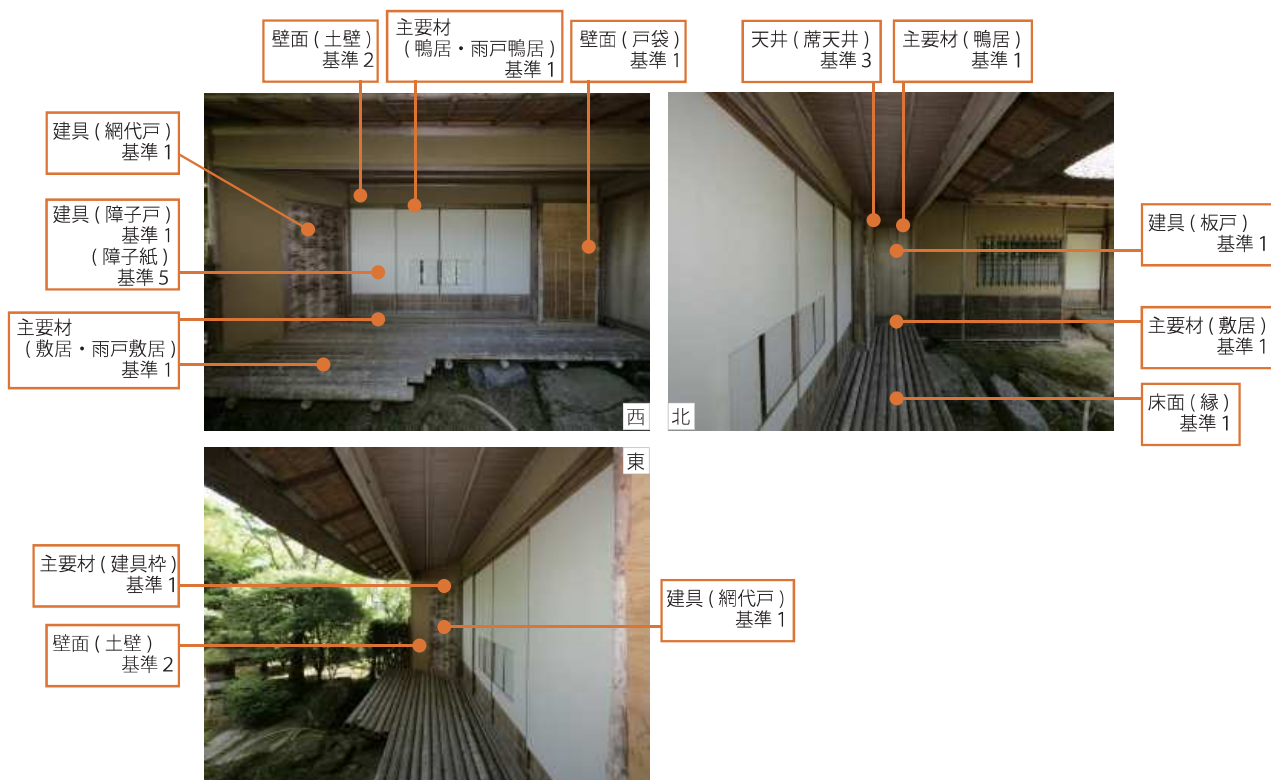


図 6-2-16 佛間 (縁) 部位の設定

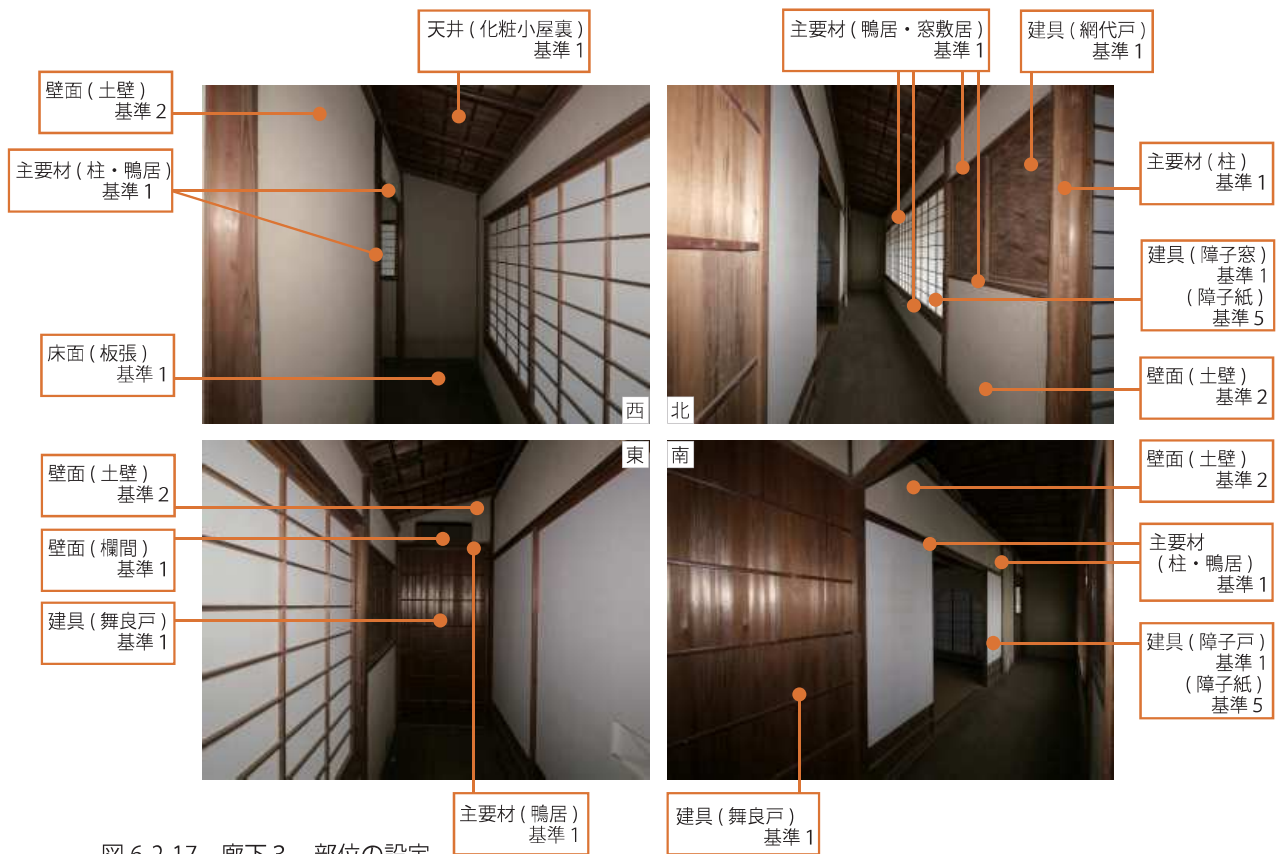


図 6-2-17 廊下3 部位の設定

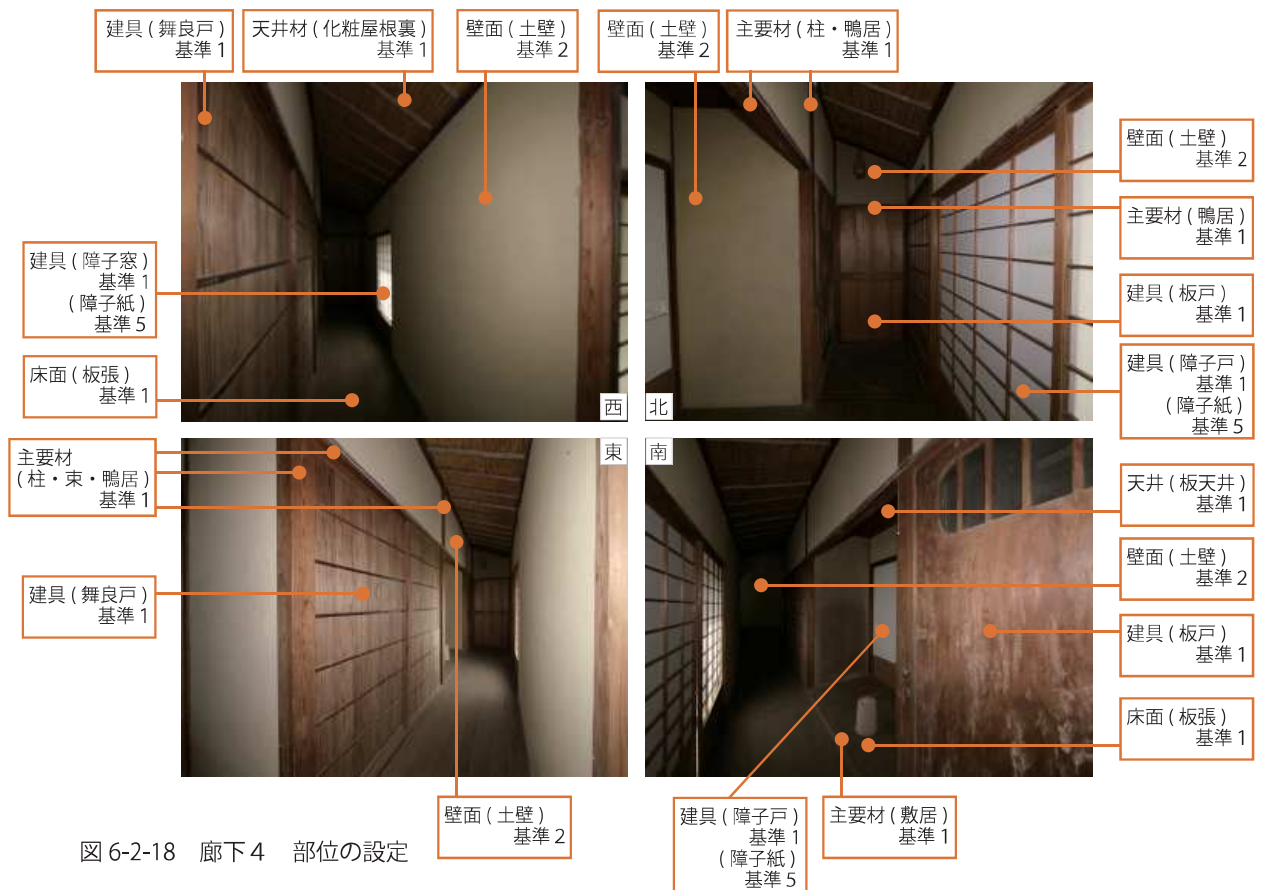


図 6-2-18 廊下4 部位の設定

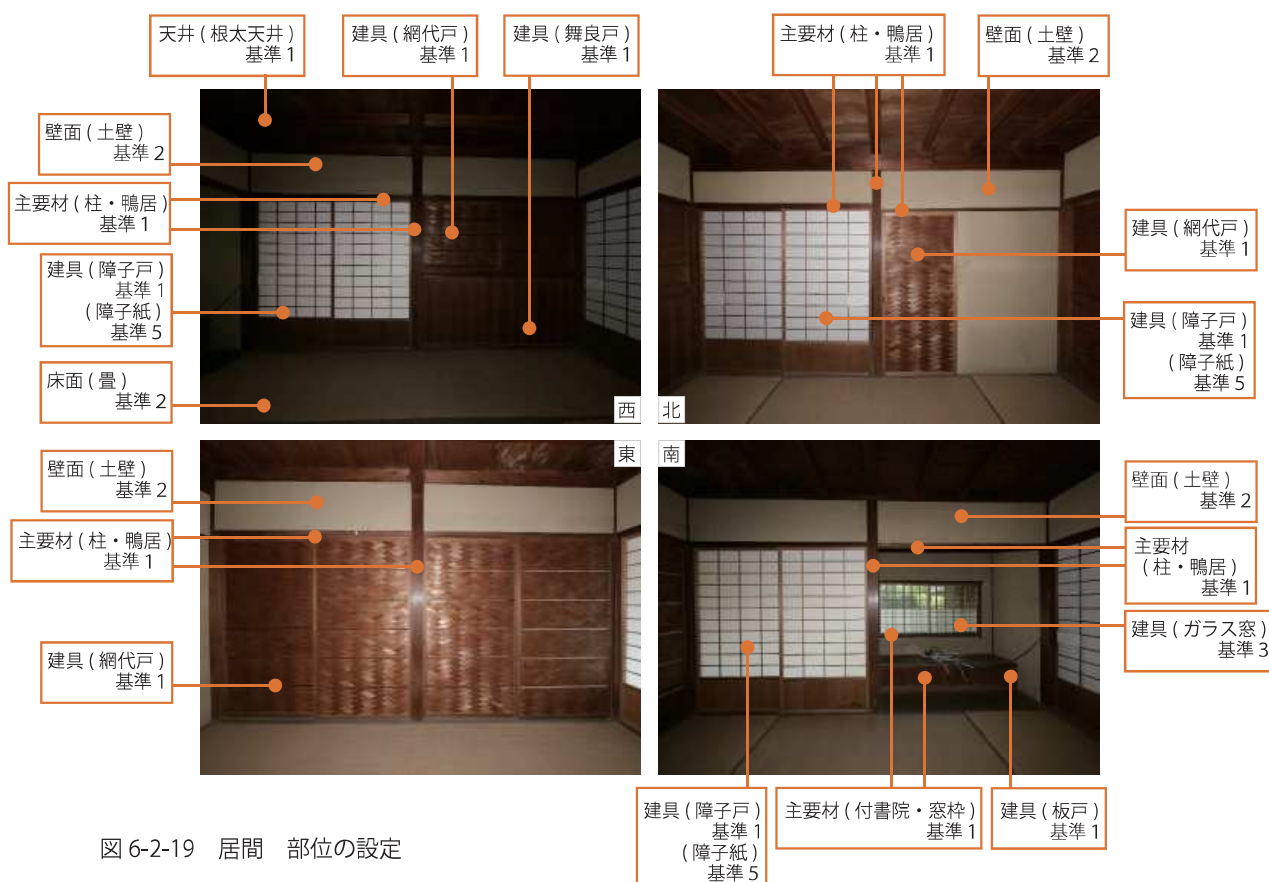


図 6-2-19 居間 部位の設定

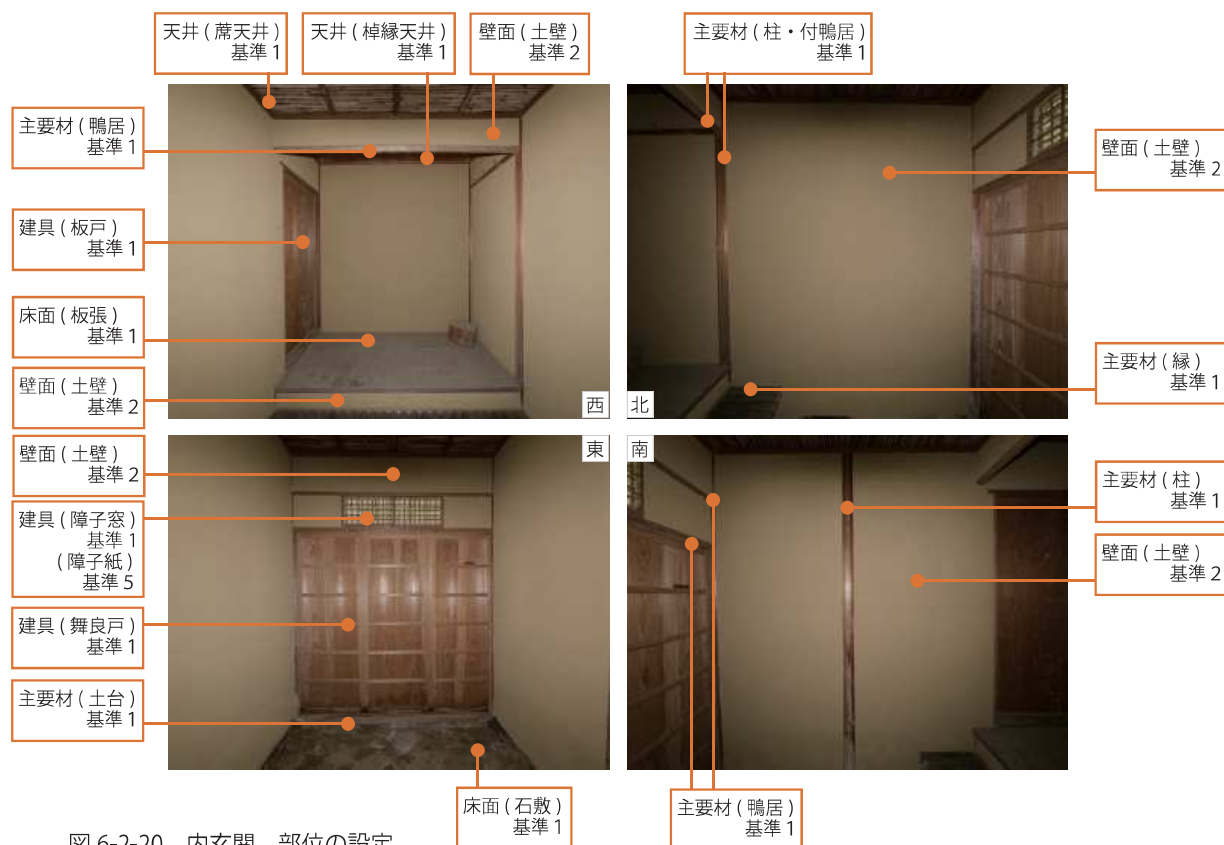


図 6-2-20 内玄関 部位の設定

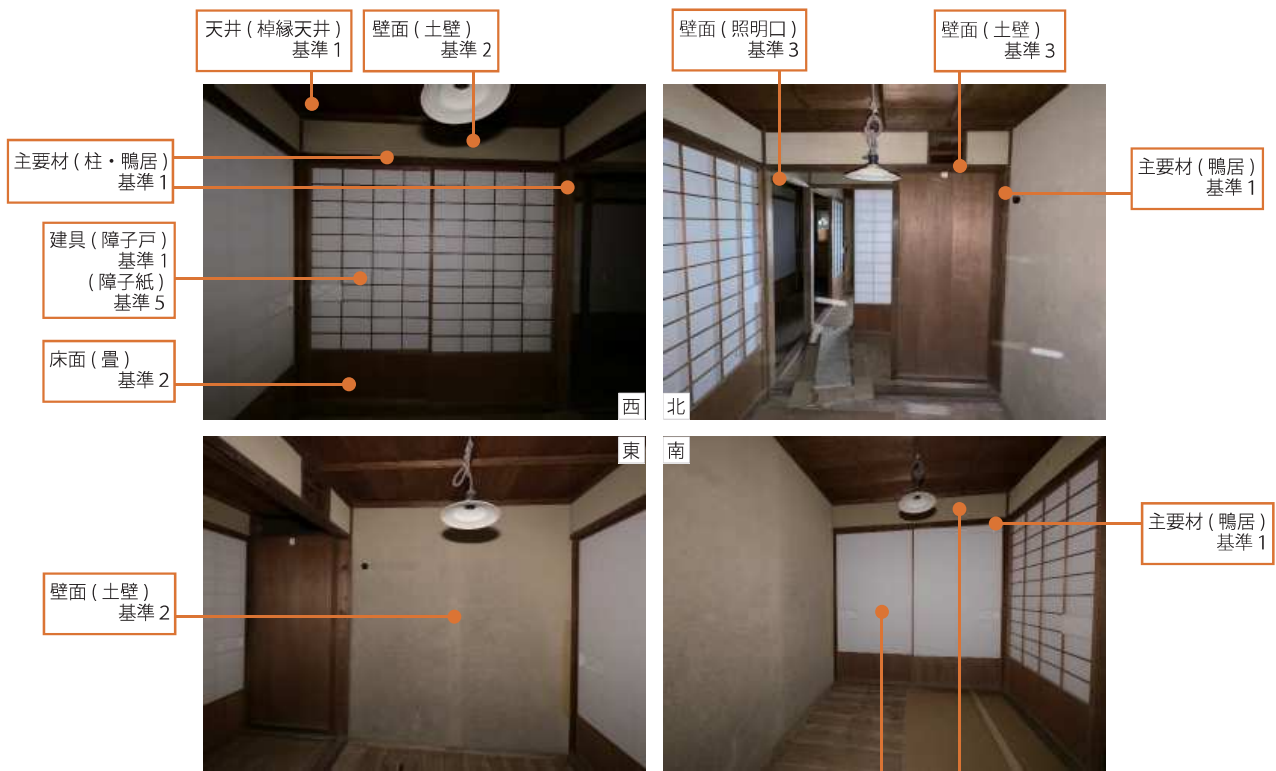


図 6-2-21 内玄関間 部位の設定



図 6-2-22 階段室 部位の設定

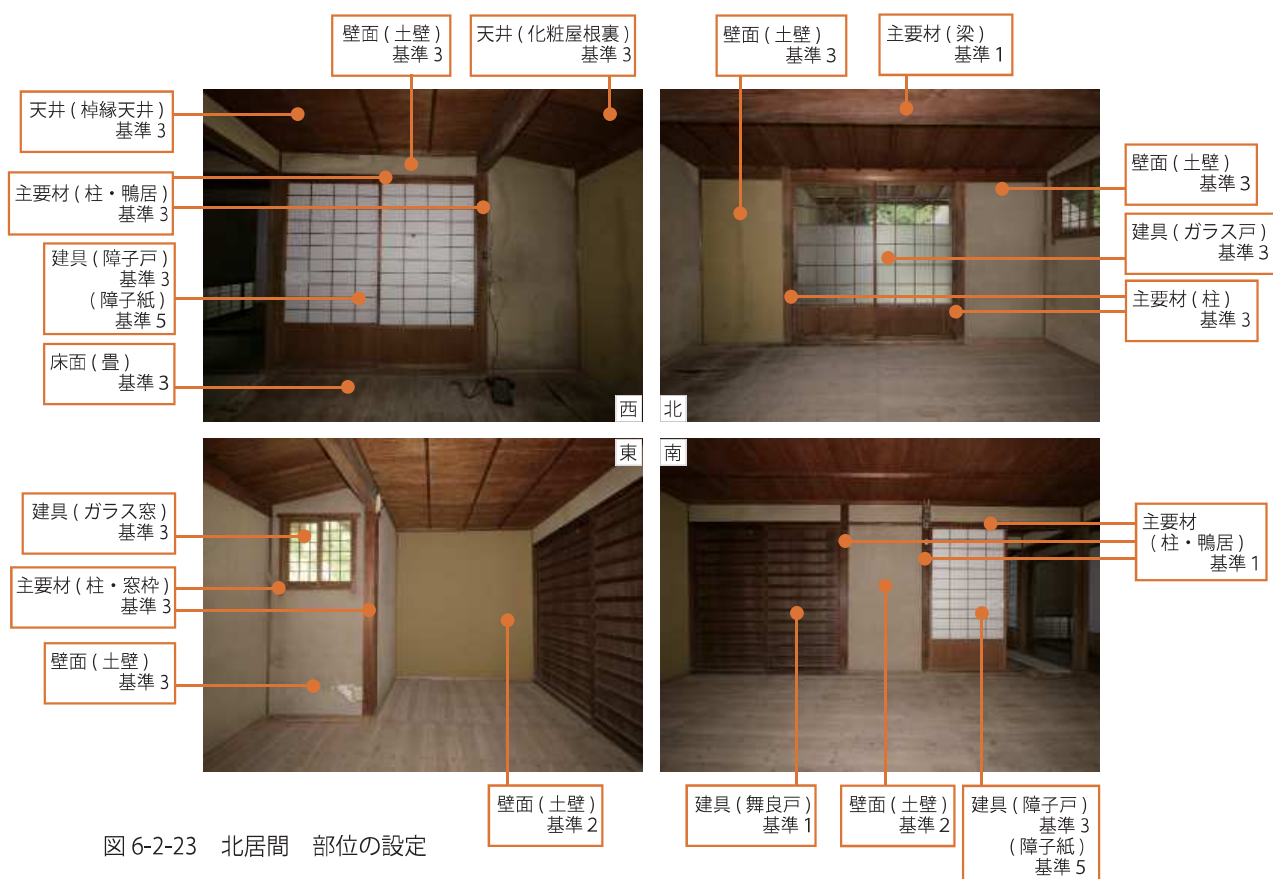


図 6-2-23 北居間 部位の設定

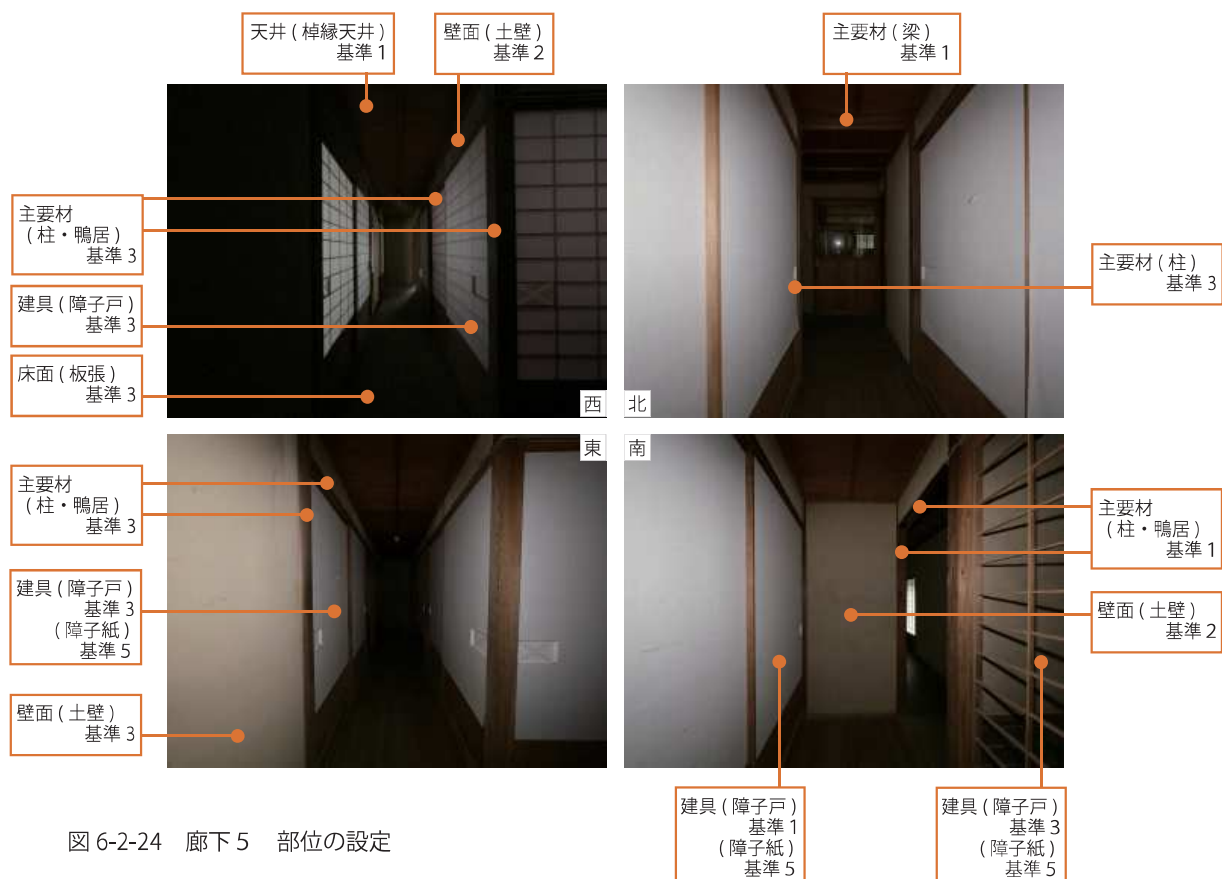
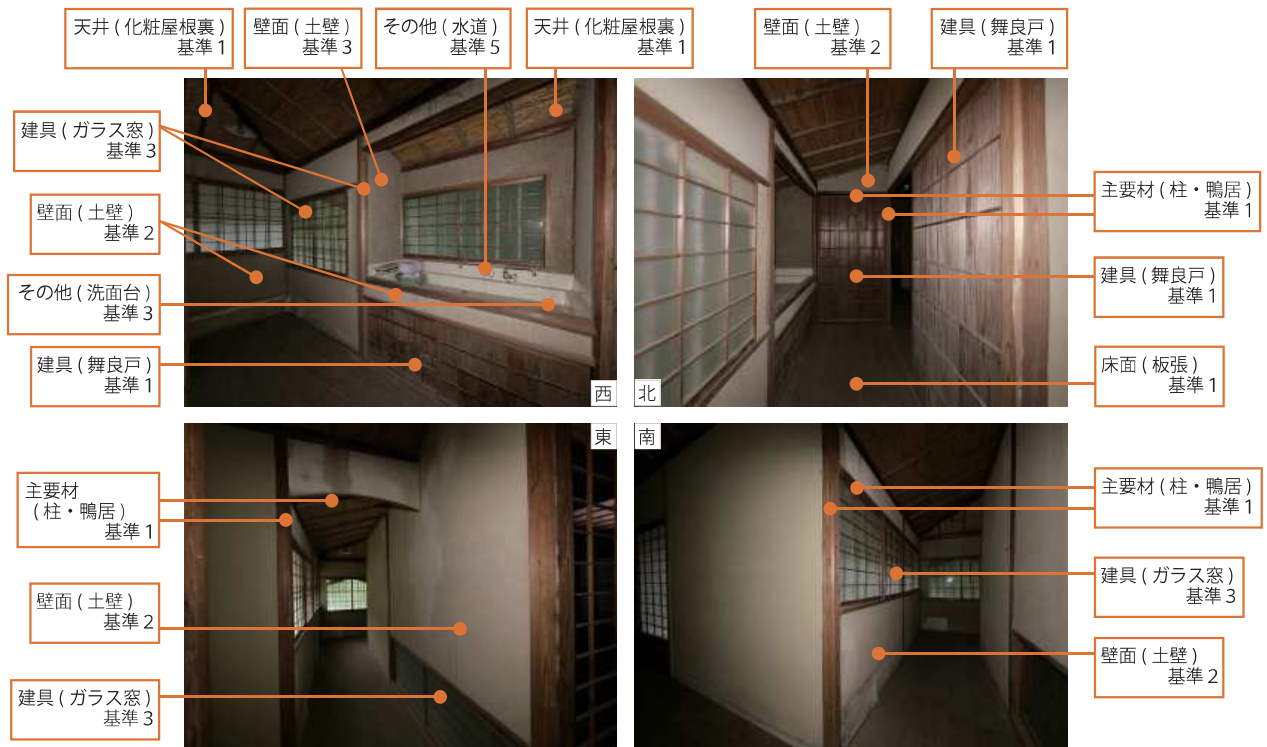
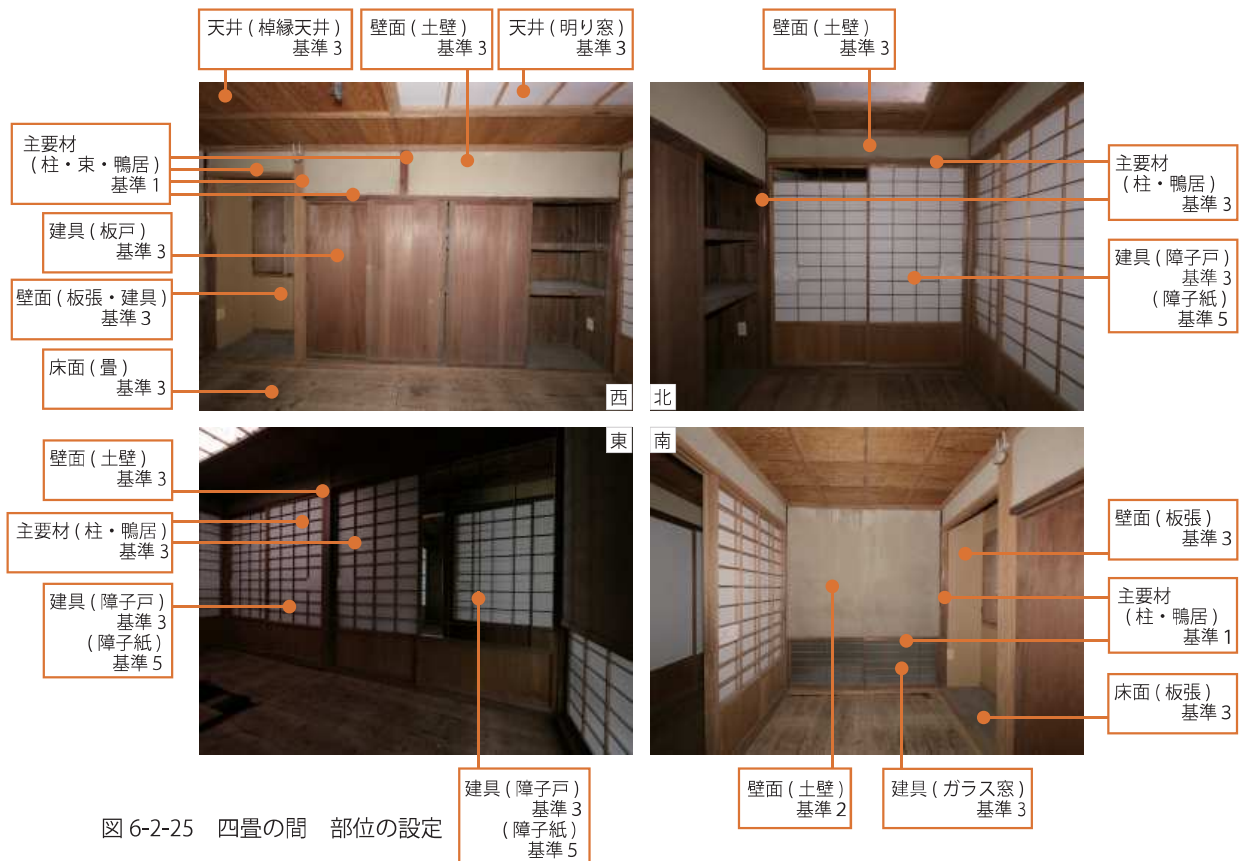


図 6-2-24 廊下5 部位の設定



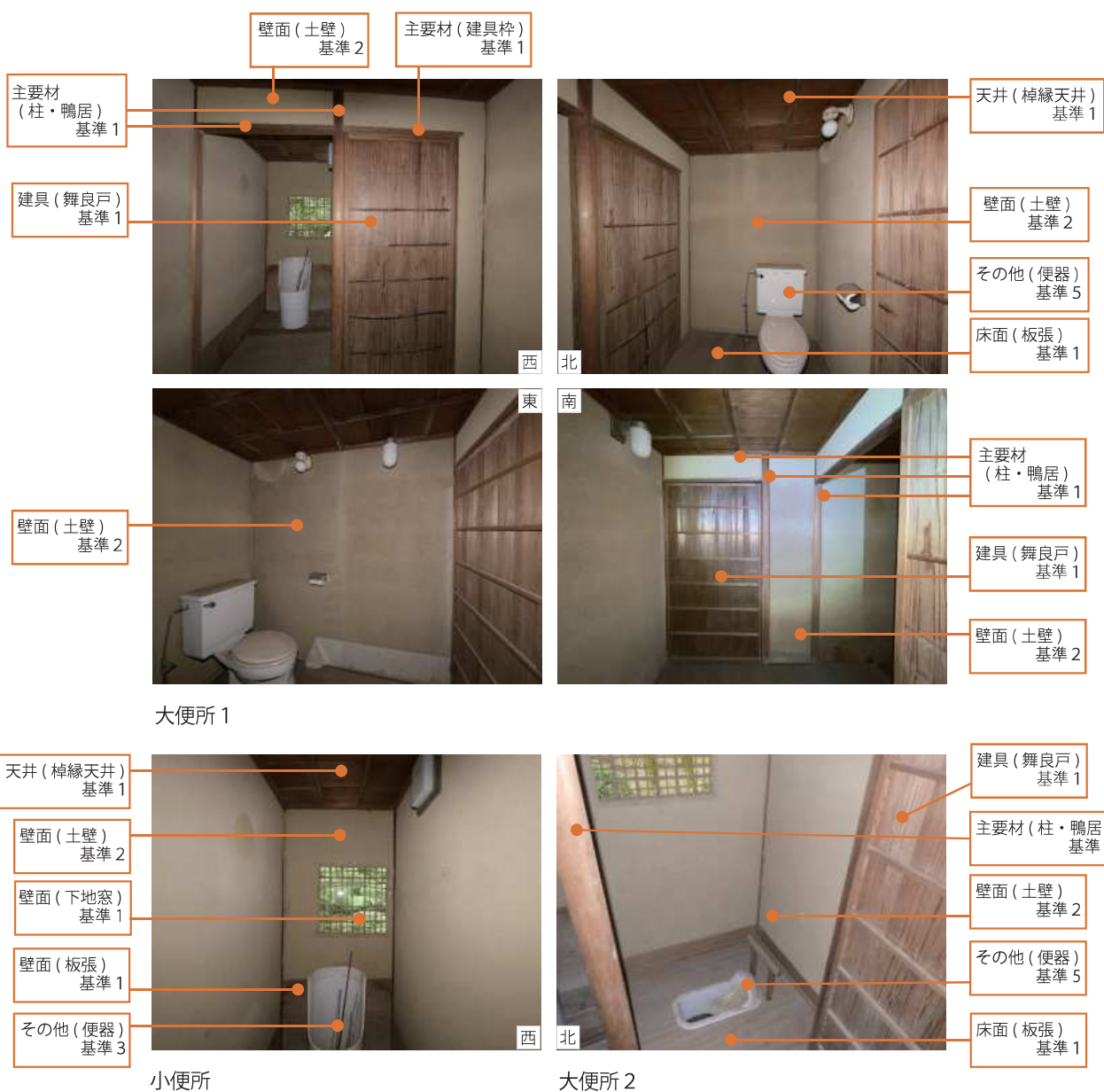


図 6-2-27 便所 2 部位の設定

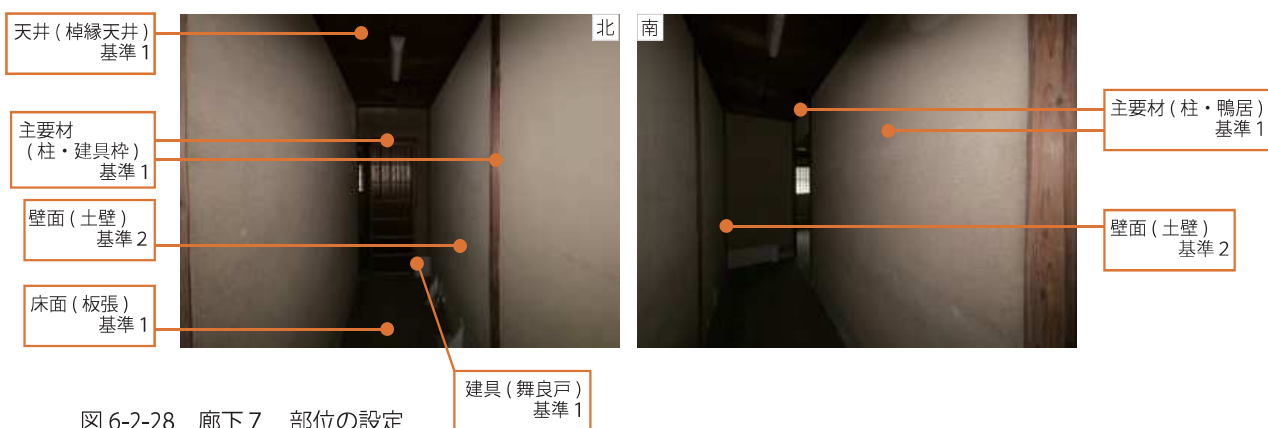


図 6-2-28 廊下 7 部位の設定



図 6-2-29 前室 部位の設定

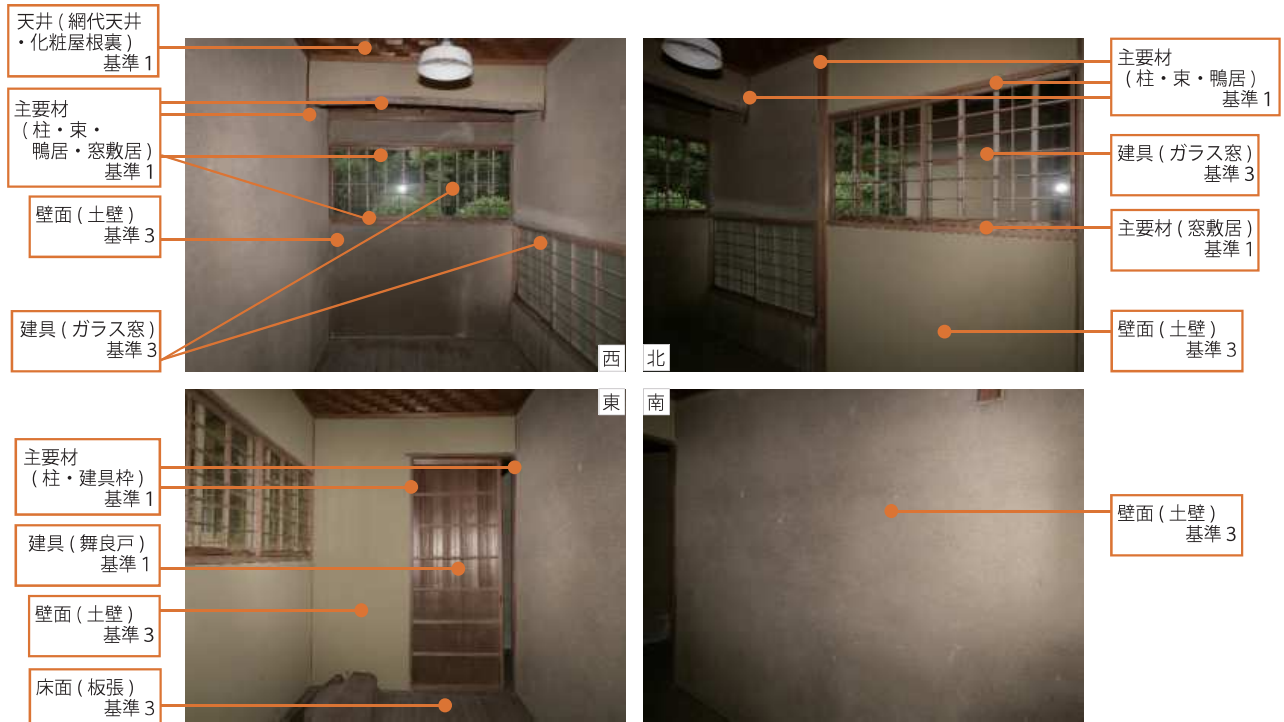


図 6-2-30 化粧室 部位の設定



図 6-2-31 脱衣室 1 部位の設定

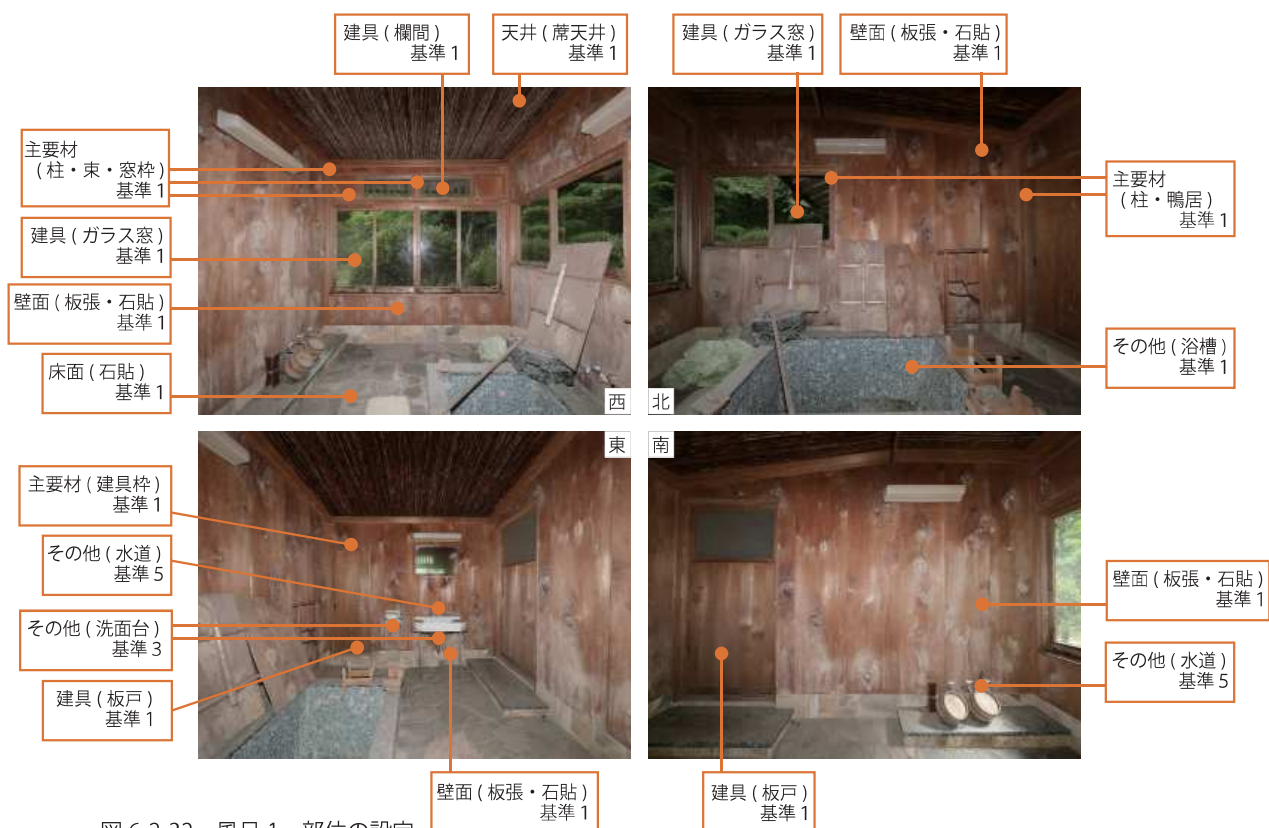


図 6-2-32 風呂 1 部位の設定

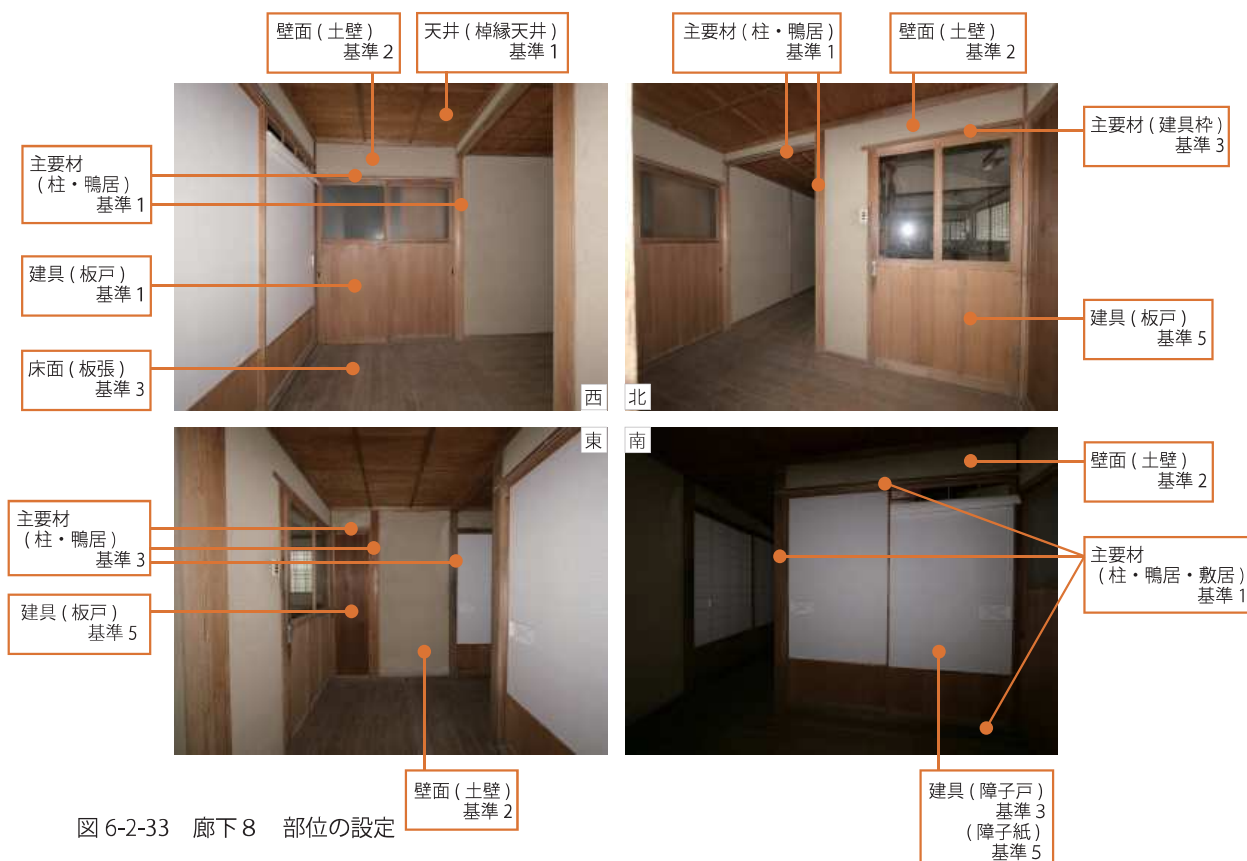


図 6-2-33 廊下 8 部位の設定

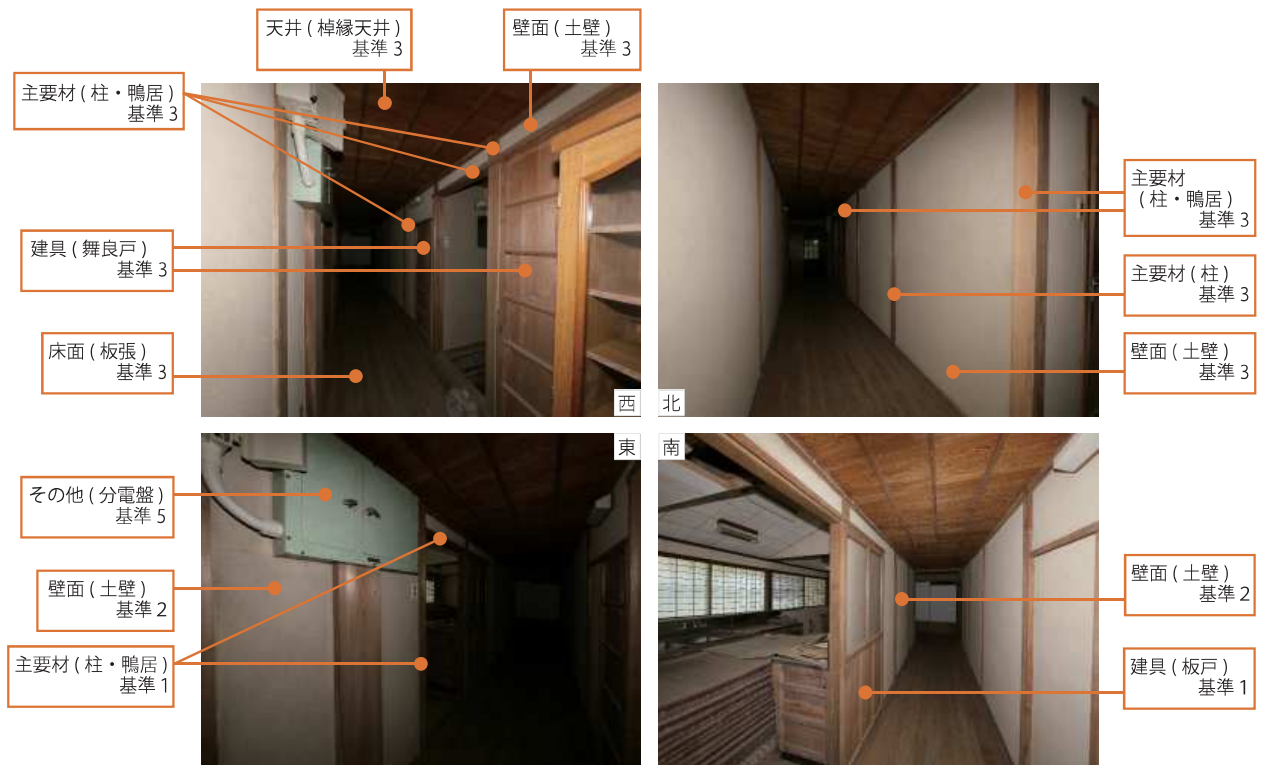


図 6-2-34 廊下9 部位の設定



図 6-2-35 炊事場 部位の設定

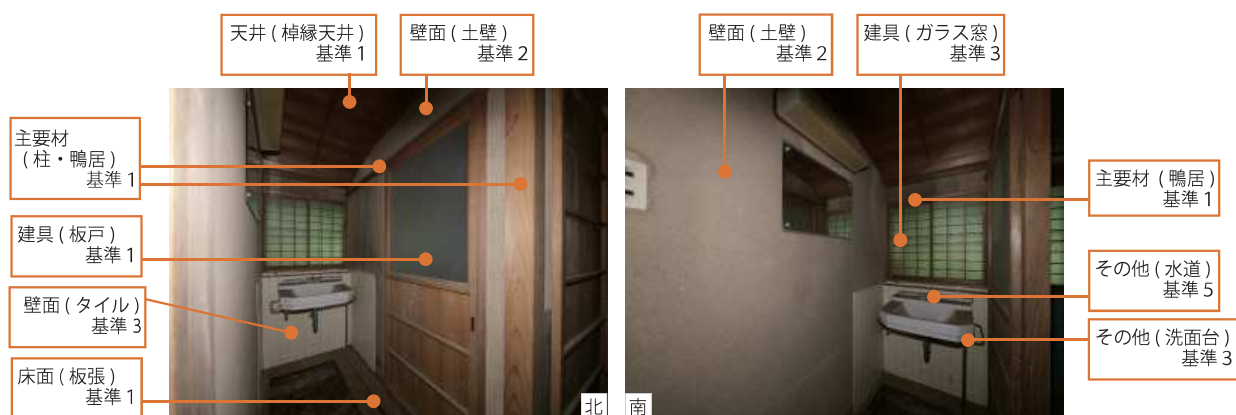


図 6-2-36 脱衣室 2 部位の設定



図 6-2-37 風呂 2 部位の設定

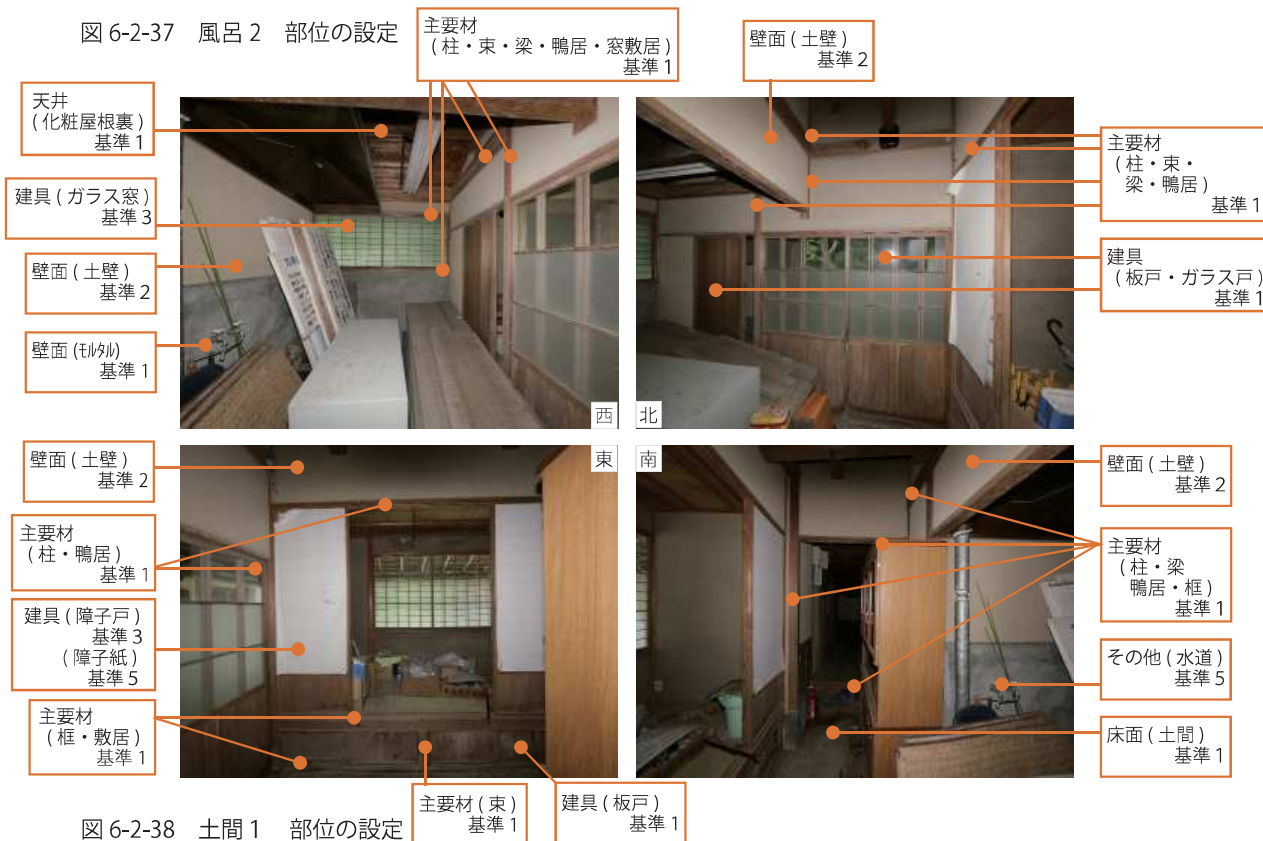


図 6-2-38 土間 1 部位の設定

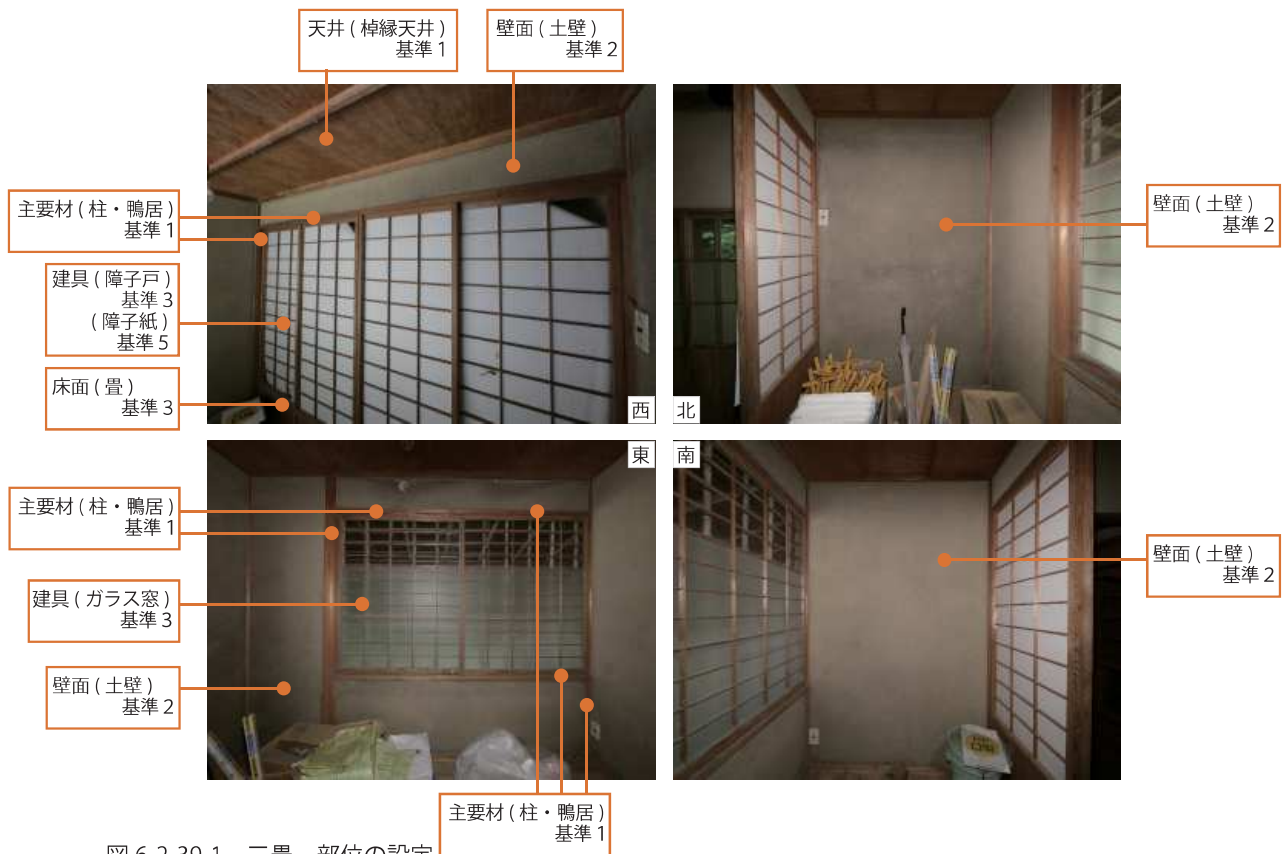


図 6-2-39-1 三畳 部位の設定



図 6-2-39-2 便所3 部位の設定

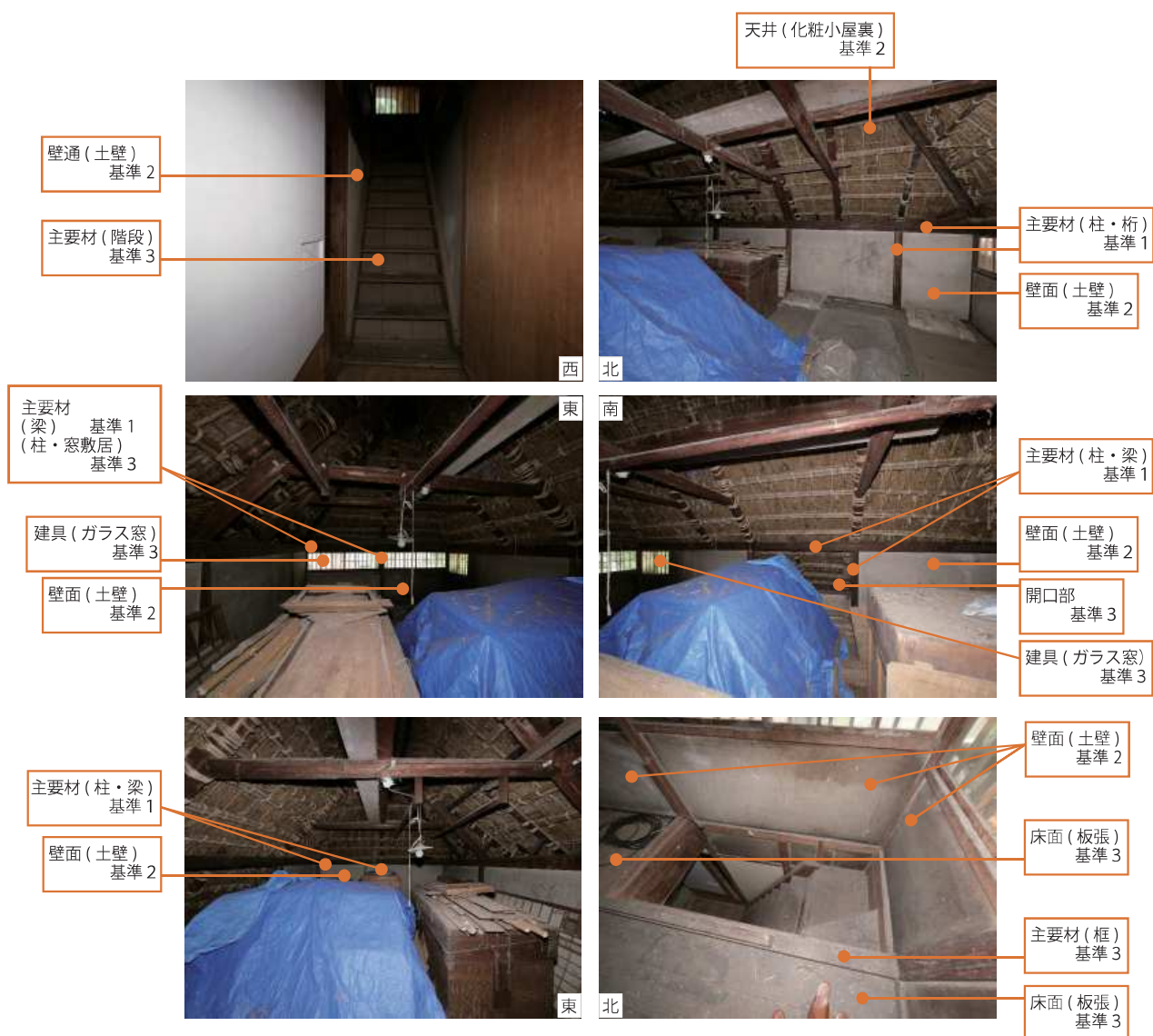


図 6-2-40 2階 部位の設定

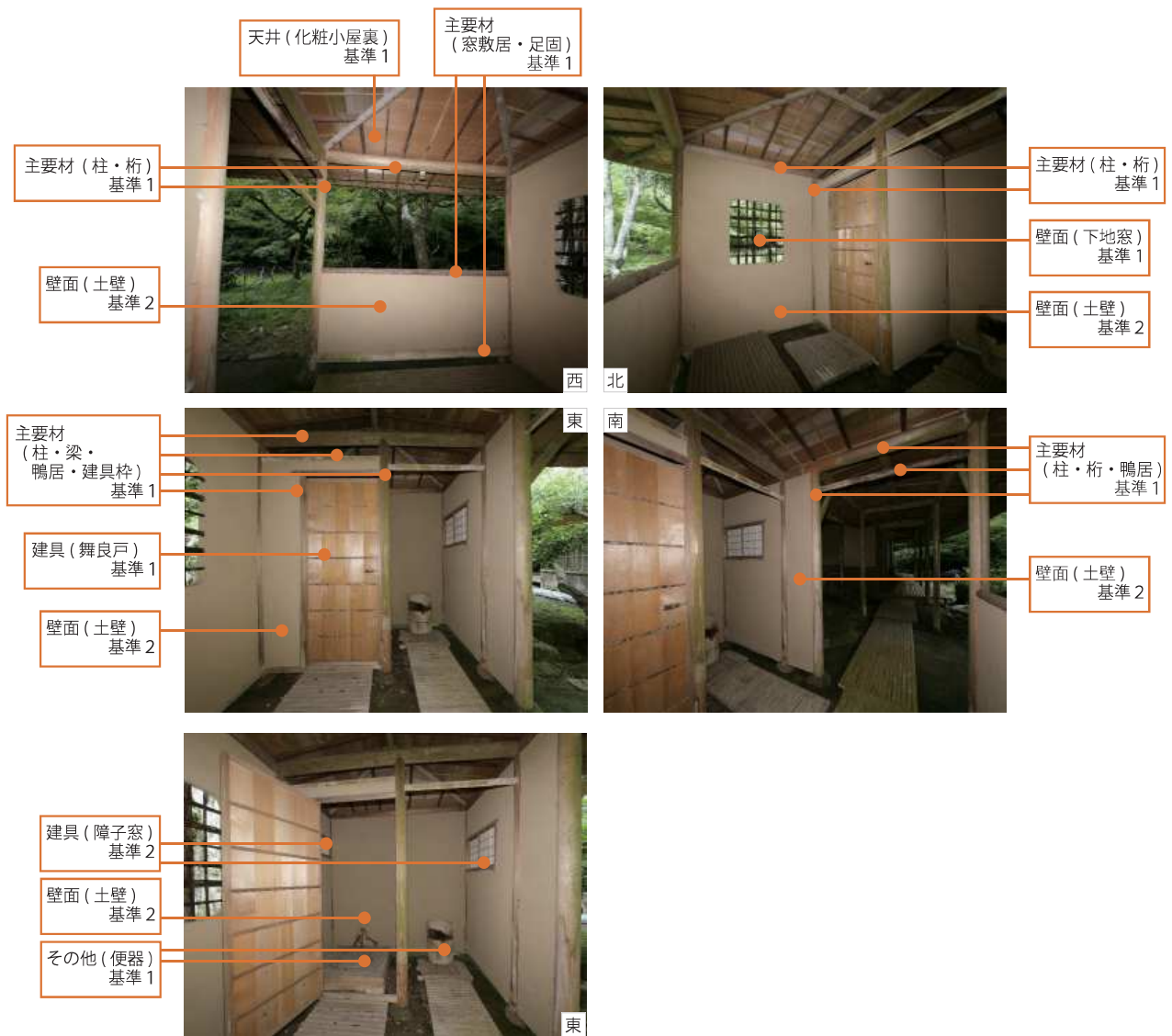


図 6-2-41 便所1 部位の設定

表6-2-10 名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園 主屋外部 部位の設定リスト

図表番号		部分・部位	基準	現状・摘要
6-2-42	東側	基礎	1	礎石、地覆石
		主要材	1	柱、縁、雨戸鴨居、雨戸敷居
		壁面	2	基準2：土壁、杉皮腰壁、割竹腰壁
		屋根	1、3	基準1：棟、格子、基準3：瓦、ガルバリウム鋼板葺、葺材
		開口部建具	1	格子、戸袋、雨戸
		その他	4	雨樋
6-2-43	南側	基礎	1	礎石、地覆石
		主要材	1	柱、縁、雨戸鴨居、雨戸敷居
		壁面	2	基準2：土壁、杉皮腰壁、割竹腰壁
		屋根	1、3	基準1：棟、格子、基準3：葺材
		開口部建具	1	基準1：格子、戸袋、雨戸
		その他	4	雨樋
6-2-44	西側	基礎	1	礎石、地覆石
		主要材	1	柱、縁、雨戸鴨居、雨戸敷居
		壁面	1、2	基準1：下地窓、基準2：土壁、杉皮腰壁
		屋根	1、3	基準1：棟、格子、基準3：瓦、ガルバリウム鋼板葺、葺材
		開口部建具	1	格子、戸袋、雨戸
		その他	4	雨樋
6-2-45	北側	基礎	1	礎石、地覆石
		主要材	1	柱、縁、雨戸鴨居、雨戸敷居
		壁面	1、2	基準1：格子、下地窓、基準2：土壁、杉皮腰壁、割竹腰壁
		屋根	1、3	基準1：棟、基準3：瓦、ガルバリウム鋼板葺、葺材
		開口部建具	1	格子、戸袋、雨戸
		その他	4	雨樋

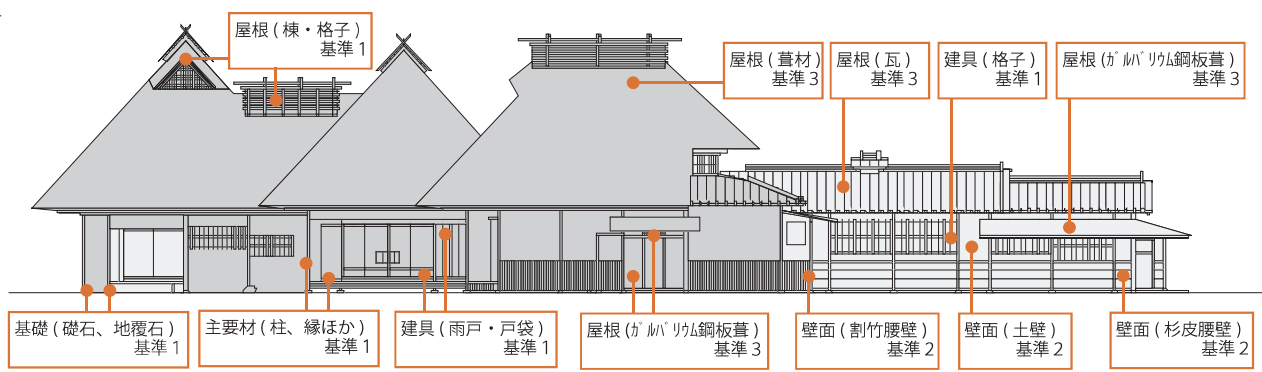


图 6-2-42 東側立面图

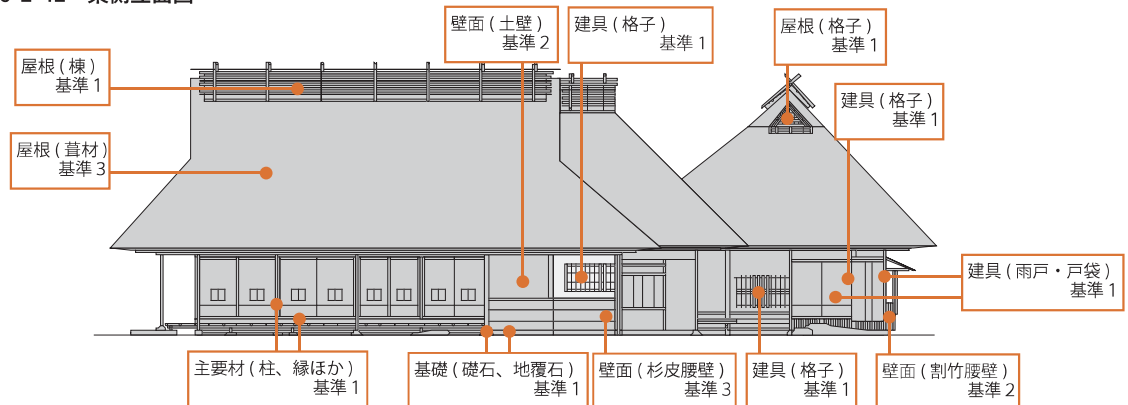


图 6-2-43 南側立面图

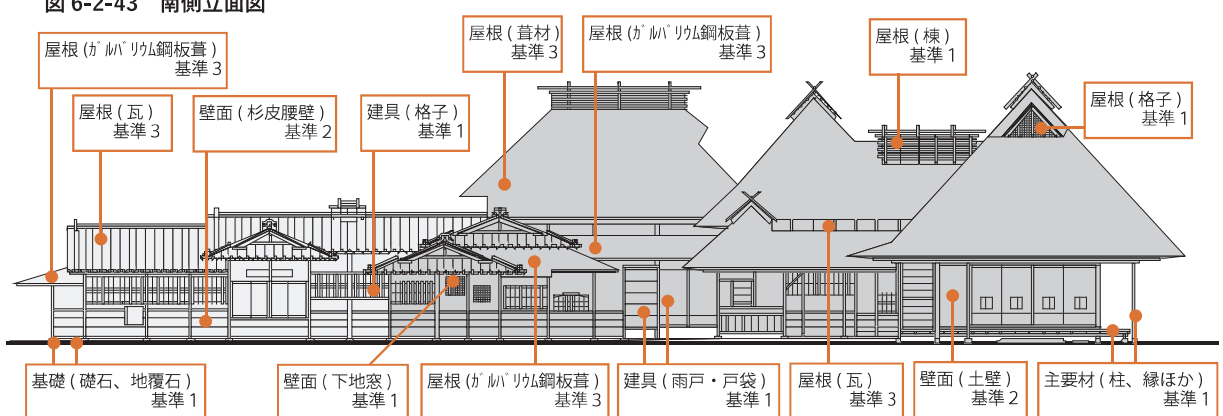


图 6-2-44 西側立面图

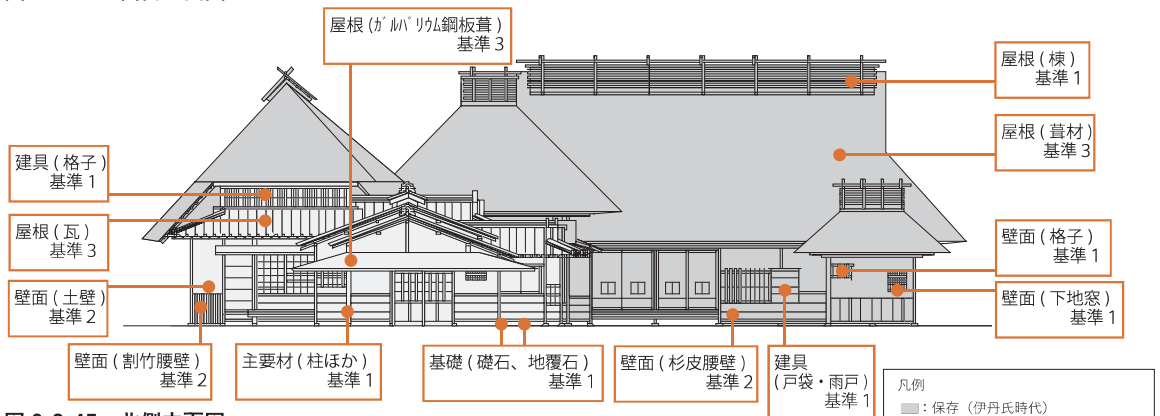


图 6-2-45 北側立面图



凡例
■：保存（伊丹氏時代）
□：保全（倉田氏時代以降増築・改変）

3) 維持管理の方法

①保存環境の管理

ア 清掃・整頓に関する事項

・当面は管理者による清掃・整頓を行い、公開活用時には地域との協力による体制の構築を図る。

イ 日照・通風に関する事項

・当面は管理者による建具の開閉を行い、公開活用時には地域との協力による体制の構築を図る。

ウ 蟻害・害虫・腐食防止に関する事項

・本県職員、管理者による点検を行いつつ、5年に一度防腐処理を行う。

エ 風水雪害に関する事項

・本県職員、管理者による点検を行い、公開活用時には地域との協力による体制の構築を図る。災害発生時の対応については、別途、第8章防災で定める。

オ き損・盗難・防火等に関する事項

・当面は管理者による施錠管理とし、放火等の防止のため、管理人による巡回や地域住民による日ごろからの不審者への声かけを行う。今後の公開活用に向け、第8章防災に基づき、防火・防犯対策を講じる。

②建造物の維持管理

維持管理に必要な留意事項、毀損届を要しない小規模な修理について、以下の区分ごとに整理する。

なお、補修を行う際は記録をとり、今後の保存修理の参考資料とする。

ア 犬走・基礎

留意事項 建物地盤を適切に維持するため、建造物周りの清掃や、樹木や雑草などの手入れに努める。

イ 縁回り及び床下

留意事項 換気に留意し、縁下には物を入れず、また置かないようにする。

小規模な修理 1㎡以内の濡縁竹材の割れやヒビの軽微な補修は適宜行う。

ウ 外壁・内壁

留意事項 壁土の中塗仕上の亀裂や破損、剥離箇所などの発見に努める。

小規模な修理 荒壁に至らない5㎡以内の壁土のき損は適宜補修を行う。
2㎡以内の杉皮腰壁・割竹腰壁のき損は適宜補修を行う。

エ 床及び畳

留意事項 板床や畳、土間等の床の上は、物を引きずらないようにする。
土間は乾燥しないようその発見に努め、定期的の実施する清掃に合わせて水うちを行い、維持管理に努める。

小規模な修理 1㎡以内の床板の割れやヒビの軽微な補修は適宜行う。

オ 屋根及び雨樋

留意事項 草葺屋根、瓦屋根の欠落や欠損及び亀裂の発見に努める。また、雨樋の機能を維持するため、清掃とともに破損や脱落などの発見に努める。

小規模な修理 2㎡以内の葺材のき損は適宜葺替を行う。

カ 建具

留意事項 引戸等を開閉する際は、日ごろから丁寧に扱うとともに、敷居や鴨居の清掃に努める。

- 小規模な修理** 襖紙・障子紙の張替は適宜行う。
開閉に不具合がある場合は建付調整を適宜行う。
木部の取替が全体の1/2未満の補修は適宜行う。



図 6-2-46 犬走



図 6-2-47 壁土の中塗仕上げ



図 6-2-48 荒壁



図 6-2-49 杉皮腰壁



図 6-2-50 割竹腰壁



図 6-2-51 雨樋

③修理計画

当面必要な維持管理の措置

- ・ 基礎の修理 床組腐朽が顕著な箇所の排水対策（土間コンクリート打設等）
- ・ 床面の修理 畳表替、床板腐朽箇所の修繕・取替
- ・ 壁面の修理 土壁の補修、杉皮腰壁腐朽箇所の修繕・取替
- ・ 天井の修理 腐朽箇所の取替
- ・ 屋根の修理 葺材の葺替
- ・ 建具の修理 損傷箇所の補修
- ・ 主要材の修理 腐朽箇所の取替・補修、柱・横架材の引き抜き防止・折損防止
- ・ そのほかの修理 物置の柱・壁のはらみ・倒れの修理および柱脚腐朽箇所の補修
ボイラー室の土壁の剥落補修

緊急性のある修理としては、上記の内、物置の修理が該当する。内部に茶室「九年庵」の部材が保管されている重要な建造物であり、腐朽が著しく安全性に課題があり、早急な対応が必要である。

3. 現状変更の取り扱い

(1) 現状変更の取り扱い方針

「現状変更」とは、名勝の現状に物理的変更を加える行為であり、「保存に影響を及ぼす行為」とは物理的変更は伴わないが、保護の見地からみて将来にわたり支障を及ぼす行為である。

九年庵では、庭園の本質的価値の適切な保存と活用を目的として実施する修理・整備、管理、公開・活用、その他これらに関わることに必要となる施設整備、発掘調査ほか各種調査以外の現状変更は、原則として認めないこととする。

本項では届出を要する現状変更等行為、届出を要しない現状変更等行為について設定する。

(2) 現状変更等の取り扱い基準

現状変更等の根拠法令と取り扱いの基本方針に基づき、今後想定される現状変更等に係る行為について、取り扱い区分とともに表 6-3-1 及び表 6-3-2 に整理する。ただし、行為の程度によっては申請区分が変わる場合があるため、必要に応じて文化庁と協議を行うものとする。

4. 文化財の保存管理に関する法令及び手続き

(1) 毀損届（文化財保護法第 120 条、同法準用第 33 条、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則）

名勝の本質的価値を構成する諸要素に滅失、毀損、亡失又は盗難のあった場合は、事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出る必要がある。

(2) 復旧届（文化財保護法第 127 条、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則）

名勝の構成要素を復旧しようとする場合は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文化庁長官にその旨を届け出る必要がある。ただし、国庫補助金の交付を受けて復旧を行う場合、または現状変更の許可を受けて復旧する場合においては不要である。

(3) 現状変更（文化財保護法第 125 条、文化財保護法施行令、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則）

名勝指定地内において、現状を変更またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化庁長官の許可を受けなければならない。

ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

また、「文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」において、都道府県又は市の教育委員会に許可権限が委譲される行為が記載されている。

表6-3-1 現状変更申請が必要な行為

内容	区分	部分	想定される行為の例
現状を変更する場合 (文化財保護法施行令第5条の規定に基づく現状を変更する行為を除く)	庭園	植物	○樹木・草本・地被等の新たな植栽・移植 ○修復や景観復元のために行う主景木の枝おろし・枝抜き等大規模剪定、生垣の大規模な刈込、根上り樹木の根切り ○植生基盤調査や地質調査等
		水系	○水系設備の更新・新設 ○水質・給排水機能の改善
		地表面・園路	○名勝指定地内での掘削・切り土・盛り土等土地の形状の変更 ○土砂の流亡や掘削、堆積がみられる箇所（築山・枯流れ、造成平坦面等）の地形・地割の復旧 ○地形・地割に係る造成地盤等を構成する石積・石垣の修理 ○石組・景石・飛石・延段の据え直し、砂利敷の拡大・追加 ○人造伽藍石の補修、復元 ○石造物の修理
	建造物		○老朽化・き損等に伴う修理・耐震補強 ○扁額・天井の修理 ○主屋の屋内改修 ○建造物への重量物の搬入 ○失われた建物の復元
	保存活用施設		○保存施設（名勝等標識、文化財説明版）の設置・改修・移設 ○案内・解説等サイン類の設置・改修・除却 ○防災施設（自動火災報知器、消火栓、防犯カメラ、放送設備等非常警報設備）の設置、改修 ○地下埋設物の設置・改修・撤去等 ○景観を阻害する工作物等の撤去 ○名勝の保存活用に際するプレハブ倉庫等の設置（設置期間が2年を超えるもの） ○便益施設等（特別公開時の視点場、園路灯、手摺、人止め柵、休憩所、くずかご、ベンチ等）の新設 ○照明灯の新設
	調査		○発掘調査等各種調査における掘削、樹木の伐採・伐根 ○ボーリング等による地質及び地下水挙動等に関する調査 ○その他必要とされる調査

表 6-3-2 現状変更申請が不要な行為

内容	区分	部分	想定される行為の例
日常の維持管理行為 維持の措置 (文化財保護法第125条、 特別史跡名勝天然記念物又 は史跡名勝天然記念物の現 状変更等の許可申請等に関 する規則第4条) (佐賀県文化財保護条例第 35条、佐賀県文化財保護条 例施行規則第17条)	庭園	植物	○草本の管理(芝刈、草刈、笹刈、除草、植替え等) ○樹木の管理(整枝剪定、刈込、苔の除去、散水、施肥、消毒等) ○安全管理(枯枝・危険枝の除去、枯損木・倒木の伐採(伐採は伐根を伴わないもの、古木・主景木以外のもの)) ○遺構や石積等の構造物に影響を及ぼす、実生木や支障木の除去 ○庭園景観及び主要な景観木や景観林の支障となる実生木の除去 ○樹木の病害虫による罹患の拡大を防ぐための病巣部等の切除 ○台風等により樹木の幹・枝等が折損した場合の折損部の成形、切口の保護回復剤の塗布 ○生垣の修繕、更新
		水系	○浚渫 ○池及び流れに堆積した落ち葉や塵芥等の撤去 ○漏水、溢水を防止するための土嚢等の応急処置
		地表面・園路	○清掃・除草、落ち葉等の除去 ○地形の改変を伴わない埋戻し、不陸調整 ○地形の改変を伴わない土留柵等の表土流出を一時的に抑えるための応急処置 ○石積・石組・階段・園路等に二次的に堆積した土砂の地形の改変を伴わない除去 ○建造物の縁石や園路の飛石等の構造変更を伴わず現状に復するための補修 ○飛石の苔の除去
	建造物		○清掃 ○襖紙・障子紙の張替 ○畳の表替え ○建具の修繕 ○内外土壁の荒壁に達していない剥落・亀裂等小規模破損個所の同色系・同材料による補修 ○濡縁、腰壁の小規模な同材料による補修 ○内部の床板のささくれ・小規模破損の同材料による修繕・張替 ○草葺の小規模な葺替え ○瓦葺きの小規模な葺替え ○照明等電気関連・上下水道空調等機械関連設備の設置・改修
保存に影響を及ぼすが影響が軽微である行為			○定例行事として行われる催物で、設置及び撤去の際に土地の形状に変更が生じないもの ○仮設物の位置が庭園鑑賞の妨げにならず、形状や色彩が庭園に悪影響を及ぼさないもの
非常災害のために必要な応急措置を執る行為			○土のう、保護シート、保護ボード等による風水害の対策 ○災害時の安全対策としての人止め柵等の設置 ○災害発生時の消火活動に関連する行為